

秘



法律取調  
委員 会

民法草案財產取得編再調查案議事筆記

自第十八回  
至第二十一回

日本學術振興會

民法財產取得編再調查按第十八回國事筆記  
自第七百四十一條  
至第七百八十二條

日本學術振興會

XB300  
N 2  
6 b2

日本學術振興會

民法財産取得篇再調査按第十八回議事筆記 自第七百四十一條至第七百八十二條

明治二十一年十一月十六日午前第九時開會

○第七百四十一條朗讀

第四款 隱滞ノ瑕疵ニ因ル賣買廢却訴權

第七百四十一條 動産ト不動産トチ間ハス賣渡物ニ賣買ノ當時ニ於テ不表見ノ瑕疵アリテ買主之ヲ知ラス又修補スル事ヲ得ス且其瑕疵カ物ヲシテ其性質若クハ當事者ノ一致ノ用方ニ不適當ナラシノ又ハ買主其瑕疵ヲ知レハ初ヨリ買受ケサル可キ程ニ物ノ使用ヲ減セシムルトキハ買主ハ其賣買ノ廢却ヲ請求スル事ヲ得ル此場合ニ於テハ買主ハ辨濟代金ト契約費用トチ取戻シ其代金ノ利息ハ請求ノ日ニ至ルマテノ物ノ收益又ハ使用ト之ヲ相殺ス

(栗坂) 「第四款」ハ「第三款」トナリマス

(村田) 「隱滞」ト云フテ字ハ可笑シイ

(栗塚) 「隠レタル」ト云フ字ヲ御座イマス

(松岡) 元トノ儘カ宜シイ併シ「不表見」ト云フ字ト「隠レタル」ト云フ字ハ交セテ使ツテアル

(南部) 「隠レタル地役」トハ云ヒ悪クイ

(栗塚) 兩方便ツテモ宜シウ御座イマシヨウ「潜」ノ字ハ可笑シイカ知レマセン

(松岡) 「隠レタル」デ置キマシヨウ

(笑作) 潜ムト云フ字ハ當ラヌダロウ

(栗塚) 報告委員デ一人モ同意ハ御座イマセン其レカラ本文ノ四行目ハ「其性質ニ因リ若クハ當事者ノ一致々ニ因ルノ用方ニ不適當ナラシメ」デハ如何デ御座イマス之テハ性質ニ不適當ナラシメト御覽ニナリハシマセンカ

(松岡) 用方ニ不適當ナラシメト讀メル様ニ見ヘル

(大尾崎) 御互ヒニ止ノル丈ケノ話シダ

(村田) 「性質若クハ合意ノ用方ニ」デモ宜シイノダ

(松岡) 一致ノ用方モ合意モ分リ悪クイ

(南部) 「性質ノ」トハ續カヌ

(笑作) 「性質上若クハ合意上ノ」ト云フカー番宜シイ

(村田) ソレガ宜シイ

(南部) 「性質若クハ合意ノ」デモ宜シイ

(栗塚) 「上」ノ字ノアツタ方ガ宜シイト思フノハ性質ニ不適當ナラシメト讀マレルト困リマスカラ

(南部) 「性質上若クハ合意上」ト致シマシヨウ

(元尾崎) ソレガ宜シイ

(清岡) 「合意」ハ甚カロウ、合意ハ約束ダ、双方ガ云ハス語ラズシテ慢慢チ買ヘハ火ヲ燃イテ暖ノル爲メト云フノタカラ

(大尾崎) 性質モ合意モ同ジコトダ

(栗塚) 假令ハ帶地ヲ買ウニ懸掛ケニスレハ懸掛ニハ賣ラヌト云

フ

(南部) 性質ニ背イテモ合意デ一致シタノダカラ

(植村) 手水鉢ヲ火鉢ニ使ウト云フノハ合意ダロウ

(元尾崎) 西洋ノ小便壺ヲ菓子入ニシタ杯ト云フコトガアルカラ

「第四款」ヲ「第三款」ト改メ「隱滑ノ」トアルヲ「隱レタ

ル」ト改ム

本條「其性質若クハ當事者ノ一致ノ」トアルヲ「其性質上若

クハ合意上ノ」ト改ム

○第七百四十二條朗讀

第七百四十二條 買主カ隱滑ノ瑕疵ノ賣買廢却訴權ヲ行フ程ニ重

大ナルヲ證明スルコト能ハス又ハ物ヲ保持スルコトヲ欲スルト

キハ買主ハ便益ヲ失フ割合ニ應シテ代金ノ減少ヲ請求スルコト  
ヲ得

(栗塚) 「隱滑」ハ「隱レタル」トナリマス

(美作) 「物ヲ保持スル」ト云フノハ分り悪クハアリマセンカ

(村田) 保持ト云フノハ返ヘサント自分デヤツテ行クノダカラ

(南部) 「保存」トヤツテハドウダロウ

(栗塚) 「證明」ハ「説明」デ御座イマス

(松岡) 之ハ「證」デナケレハイケヌ

(清岡) 「證スルコトヲ得」デ宜シイ

(美作) 「保持修繕」トハ違ヒマスカ

(栗塚) 唯自分デ持テ居ルト云フノデ御座イマスカラ違ヒマス「

物ヲ保タヌコトヲ」デモ宜シイ

(植村) 「所持スル」ガ宜シイ

(松岡) 「所持」ト云フト所有ト所持ト同シコトダ之ハ戻サスシ  
テ其儘向ウガ持ツト云フノタカラ

(笑作) 保持修繕ト間違ヒサヘシナケレハ宜シイ

(松岡) アレハ修繕ト云フ字カアルカラ宜シウ御座イマシヨウ

(清岡) 「所蔵」カ宜シイ

(南部) 「保有」カ宜シイ

(笑作) 「保有」ノ方カ宜シイ

(栗塚) 「保有」ヲ宜シウ御座イマシヨウ

(清岡) 元トカ「保有」タカラ「保有」デ良カロウ

(栗塚) 「證明」ハ「説明」トナリマス

(松岡) 向ウカラ來タトキニ自分カラ辯明スルト云フコトハナイ  
排却新權ヲ行ナオウト思テモ道具カ足リナイ其時ハ出來ルト云フ  
ノタカラ「證明」デナケレハナラヌ

(栗塚) 人カラ云ヘハ、ソソナニ環境ガ有ル筈ハナイ

(笑作) 之ハ「證明」カ宜シイ款レカ證據ヲ舉ケル實カアルカ

ト云フト買主カ原告ニナツテ證據ヲ舉ケル實ノカアルト云フノダ

カラ云ヒ請レハ證サナケレハナラヌコトニナル

(松岡) 原文ハ「證明」ト書イテアル

(松岡) 原告カ何時デモ證明ヲシテソレカラ證明スルト云フコト  
ニナル、ソソナコトハナイ

(北島) 初ノハ口テ云ヒ後ハ證據ヲ出スト云フコトハナイ

(栗塚) 私ハ是レキヤト云テ出ルトキハ證明テス

(大尾崎) 「證」ノ字ハ云ヒ分ケテスルト云フ字タ

(清岡) 原書ノ通りニシテ行キマシヨウ、皆一所ニシテ「證明」  
トスルナラ宜シイ、カ書キ分ケル以上ハ仕方ガナイ

(栗塚) 「證明」ト「證明」トハ、トウ違ヒマス

(笑作) 「説明」ノ方ハ眞實ラシク論スルト云フノデ本當ノ證據ヲ舉ケルノトハ手續カ違ウ

(松岡) 廢却訴權トナツテ説明テスルト云フコトハナイ

(栗塚) 相手方ガ争テ始メテ證據ニナルニ一體ニ證明ト説明ト同シコトタ初ノカラ證據ヲ使ツテ宜シイト云フ御論ナラハ分リマスカ相手方カ争ハヌ中ニ是レ丈ケノ害ヲ被ツテ居ルト云フノハ「説明」デ、否是レ丈ケノ證據カアルト云フノハ「證明」ト分ケテ來タノデ御座イマス

(松岡) 相手方カナケレハ説明テ宜シイ、相手方ヘ向テ戦ウトキニ出スノカ證明テ宜シイ

(栗塚) 裁判官ノ前テ説明スル、ソウスルト栗塚ハ彼云フ説明テ致シマスカ處テ御座イマス、コウ云フコトカ御座ルト説明シタトキ私カコウ云フ證據カアルト云フノカ證明テ御座イマス

(南部) 訴訟法ノ説明ト此説明ト同シ字ダト云フノテ「説明」トシマシタノテスカラ其レカ悉ルケレハ説明ノ字ヲ變ヘナケレハナリマセン

(清岡) 日本人カ是レ迄説明ト云フ字ヲ證明ト云フ字ダノ解シ得ナカツタノタ

(元尾崎) 「説明」ト致シマス

本條「隱匿ノ」ヲ「隠レタル」ト改メ「證明」ヲ「説明」ト改メ「保持」ヲ「保有」ト改ム

○第七百四十三條明讀

第七百四十三條 買主カ賣主ニ對シ賣買ノ廢却又ハ代金ノ減少ヲ得タルニ拘ハラヌ賣主カ初ヨリ其瑕疵ヲ知リタルトキハ買主ハ尙ホ其受ケタル損害又ハ失フタル利益ニ付テノ賠償ヲ要求スルコトヲ得

本條ハ原按ニ決ス

○第七百四十四條朗讀

第七百四十四條 贈與ノ瑕疵ヲ擔保セストノ契約ハ賣主チシテ初  
ヨリ自ラ了知シ且贈與ヲ以テ贈與シタル瑕疵ニ付テノ責任ヲ免  
カレシノス

本條ハ原案ニ決ス

○第七百四十五條朗讀

第七百四十五條 賣買ノ當時ニ於テ物ニ瑕疵アリタルコト其瑕疵  
ヨリ買主ニ損害ヲ生シタルコト及買主又ハ賣主カ其瑕疵ヲ了知  
シタルコトハ人證、鑑定其他ノ法律上ノ舉證方法ヲ以テ之ヲ證  
明ス

(栗塚) 之ハ「證ス」トナリマス

(村田) 此條ハ證據法ヲ宜シイノタ

(松岡) 訴訟法ノ舉證方法ハ「證據方法」トシタ

(箕作) 「舉證方法」ノ方カ宜シイ

(村田) 此間直シタ

(南部) 探證ト云フノハ分ラヌ斷シタ「舉證」モ惡ルイカラ其レ  
テ「證據方法」トシテ仕舞タ

(清岡) 「證據方法」トシ據

(植村) 訴訟法チヤレハ「證據法」ノ方法」デナケレハナラヌ

(南部) 訴訟法ト一致チナケレハイケマセン

(箕作) 「證據」ト云フノハ證據チ立ツタ其物ダカラ

(村田) 三百六十七條デ「證據方法」ト直シタデハナイカ

(栗塚) 御尤モデス

(松岡) ソレナラ「方法」ト云フ字ハ入ラヌ「法律上ノ證據」チ  
宜シイノタ



(美作) 其レテ宜シイノテス

(元尾崎) 「證據方法」ヲ宜シイ

(南部) 之ハ訴訟法ヲ定ツテ居ルカラ訴訟法ノ委員ノ出タトキ再  
議シマシヨウ

(元尾崎) 松岡サンノ様ニ訴訟法迄モ改ノルト云フ論ガ多ケレハ  
ソウスルカ宜シイ、其レ迄置ク

(村田) 此條ヲ削リ度イ、何デモ心證ト鑑定ト證據ヲ證スルノハ  
當リ前ノコトダ

(南部) 鑑定ハカリテ證スルト云フ人ノ誤解カアルカラ置カ宜シ  
イ

(美作) 削ルニハ及ハヌ

本條「證據方法」ヲ「證據方法」ト改ノ「證明ス」ヲ「證ス」  
ト改ム

○第七百四十六條期限

第七百四十六條 賣買廢却、代金減少及ヒ損害賠償ノ訴ハ左ノ期  
間ニ於テ之ヲ起スコトヲ要ス

第一 不動産ニ付テハ六個月

第二 動産ニ付テハ三ヶ月

第三 牲畜ニ付テハ一ヶ月

右期間ハ引渡ノ時ヨリ之ヲ起算ス

然レトモ此期間ハ買主カ瑕疵ヲ知レル證據アリタル日ヨリ其半  
ニ短縮ス但其殘期カ此半ヲ超ユルトキニ限ル

買主カ意外ノ事又ハ不可抗ノ力ニ因リテ右期間ニ隱滞ノ瑕疵ヲ  
覺知スル能ハサリシコトヲ證明スルトキハ其期間ノ満了後ニ於  
テモ訴ヲ受理セラルコトヲ得此場合ニ於テハ意外ノ事又ハ不可  
抗ノ力ノ止ミタル時ヨリ通常期間ノ三分一ヲ以テ新期間ト爲ス

(栗塚) 「不可抗ノ力」ハ「不可抗力」トナリマス「受理セラルルコトヲ得」ト云フノチ「訴ヲ爲スコトヲ得」ト致シマス

(松岡) 良カロウ

(北島) 「瑕疵ヲ知レル」ト云フノハ可笑シイ

(栗塚) 「アリタル」トアルカラ「知レル」トシタノチ御座イマス

ス

(元尾崎) 獸畜ト云フ中ニ豕ナトハ遺入ラヌカ

(松岡) 畜ト云ヘハ飼物ハ皆遺入ル獸ハカリテハナイ

(栗塚) 生物ト云フ意味デス

(北島) 「動物」デ良カロウ

(栗塚) 動物モ動産ヲ御座イマスカラ其レテ「獸畜」トシマシタ

(元尾崎) 動物ヲ動産トハ云ハヌ

(北島) 生物ト云フコトダ

(元尾崎) 「人間ノ外ナル動物」トスルカ宜シイ

(北島) 「食獸ニ付テハ」トハ出來マセンカ

(元尾崎) 食獸ト云フハ條カ遺入ラヌ

(植村) 「動物」トシ様

(栗塚) 「動物」ト致シマシヨウ

本條第三「獸畜」ヲ「動物」ト改メ「不可抗ノ力」ヲ「不可抗力」ト改メ「隱潛ノ」ヲ「隠レタル」ト改メ「受理セラル」ヲ「爲ス」ト改メ

○第七百四十七條朗讀

第七百四十七條 隱潛ノ瑕疵ニ基キタル代金減少ノ訴權ハ買主カ買受物ヲ無償又ハ有償ニテ譲渡シタルモ之ヲ失ハス但有償ノ譲渡ノ場合ニ於テハ其瑕疵ノ爲ノ買主カ損失ヲ受ケタルトキ又ハ買主自ラ讓受人ヨリ訴ヘラレ若クハ訴ヘラルルノ危險ニ在ルト

中ニ誤ル

本條ハ原接ニ決ス

○第七百四十八條朗讀

第七百四十八條 賣渡物カ意外ノ事又ハ不可抗ノ力ニ因リテ全部

又ハ半以上滅失シタルトキハ賣買廢却訴權ハ受理セラレス

滅失部分ノ多少ニ拘ハラズ代金減少ノ訴權ハ殘存部分ノ割合ニ

應シ存立ス

如何ナル場合ニ於テモ賣主ハ隱滞ノ瑕疵ヨリ生スル全部又ハ一

分ノ滅失ノ責ニ任ス

(南部) 「廢却訴權ハ之ヲ受理セス」トシマス

(笑作) 「訴權ヲ受理セス」ト云フノハ可笑シイ文タ

(松岡) 「訴權ヲ行フコトヲ得ス」カ宜シイ

(栗塚) ソレカ宜シウ御座イマシヨウ

民再五ノ九

本條第一項「訴權ハ受理セラレス」ヲ「訴權ヲ行フコトヲ得ス」

ト改ム第三項「隱滞ノ」ヲ「隱レタル」ト改ム

○第七百四十九條朗讀

第七百四十九條 合式ノ強制賣却ハ賣買廢却訴權ヲモ代金減少訴

權ヲモ生セス

(元尾崎) 瑕疵カアツテモ仕方カナイカ

(大尾崎) 仕方カナイ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百五十條朗讀

第七百五十條 或ル歌音、物品又ハ日用品ノ隱滞ノ瑕疵ニ付キ特

別法ヲ以テ其賣買上ノ效果ヲ定ムルニ至ルマテ本法ノ規定ヲ此

等ノ物ノ賣買ニ適用ス

(栗塚) 「物品」ト云字ヲ削リ度イト思ヒマス

(植村) 「或ル」ト云フ字ハ入ラヌタロウ

(村田) 勿論入ラヌ

(南部) 「或ル物品」ダカラ入りマス

(元尾崎) 「特別」ト云フノハ

(栗塚) 馬トカ牛トカ云フ賣買ニ外國テハ特別法カアリマス

(清岡) 前ニハ入ラヌト云フ説カアツタ

(南部) 私モ删除説テアツタ

(松岡) 刪ルカ宜シイ

(笑作) アツテモ宜シイ

(松岡) 特別法カ出來レハ之カ消ヘテ向ウカ立ツニハ定ツテ居ル

(松岡) 前ニハ委員長カ一人テ置クト云フ論デアツタ

(南部) 快席裁判チスルノハ良クナイ

(松岡) 委員長ハ若シ之ヲ刪レハ獲得價ヲ殘ラス贖了シタ上デ之

ニ類シタモノカアレハ皆削リ度イト云フノダカ他ニハ何處ニモナ  
カロウ

(大尾崎) アリ様ハナイ

(栗塚) 五十條ヲ辨ユル爲メニ置イタノテ御座イマス

(清岡) 佛蘭西ニモアル

(植村) 刪ラス

(北島) 置クカ宜シイ

本條「歌音物品」ヲ「動物」ト改メ「墮落ノ」ヲ「墮レタル」  
ト改ム

○第七百五十一條期限

第四節 不分物ノ賣買

第七百五十一條 不分財產ノ分割ヲ爲スニ當リ共有者ノ一人タリ

トモ現物ノ分割ヲ拒ム者アルトキハ其財產ノ協議賣却又ハ賣買

ヲ爲シ各有權者ノ權利ノ限度ニ應シテ其代金ヲ配當ス

(村田) 民法ヲハ皆公賣タカ此處ハ競賣ヲハナイカ

(栗塚) 民法モ競賣ニナリマシタ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百五十二條朗讀

第七百五十二條 共有者カ其一人若クハ第三者ニ協議賣却ヲ爲シ又ハ相互ノ間ニ競賣ヲ爲スニ付キ一致ヲ得ル能ハサルトキ又ハ共有者中ニ失踪者若クハ無能力者アルトキハ不分物ノ競賣ハ裁判所又ハ裁判所ノ指定シタル公吏ノ前ニ於テ之ヲ爲ス但民事訴訟法ニ定メタル公賣方式ニ從フコトヲ要ス  
共同競賣者ノ各自ハ常ニ競賣ニ付キ第三者ノ參加ヲ許スヲ要求スルコトヲ得共有者ノ一人カ失踪シ又ハ無能力ナルトキハ外人ノ參加ハ當然且必要ナリトス

(栗塚) 末項ハ「許スヲ要求スルコトヲ得」ヲ御座イマス

(南部) 「公賣方式」ハ訴訟法ニ「競賣方式」ニナツテ居ル

(笑作) 「競賣方式」ト直シマシヨウ

(松岡) 「熟議」ハ「協議」ヲ宜シイカ

(栗塚) 協議ヲ御座イマス

(南部) 「熟議」ト云フト熟スル様ニナル

(笑作) 第三者ノ參加ヲ許スト前ニ在ルカ「外人ノ」ト云フ原文ト同シタカラ孰レカニシテ實ヒ度イ

(南部) 「第三者」カ宜シイ

(栗塚) 前モ「外人」カ宜シウ御座イマシヨウ

本條第一項「公賣」ヲ「競賣」ト改メ「第三者」ヲ「外人」ト改ム

○第七百五十三條朗讀

第七百五十三條 共有者ノ一人カ不分物ノ全部ヲ取得シタルトキハ該賣又ハ協議賣却ハ共有者間ノ分割ノ行爲ト看做サレ會社及ヒ相續ノ分割ニ關シ規定シタル效力ヲ生ス

第三者ニ競落又ハ協議賣却ヲ爲シタルトキハ其賣買ハ第三者ト原共有者トノ間ニ於テ本章ニ規定シタル賣買ノ效力ヲ生ス

(松岡) 此第三者カラ前ノ第三者ヲ云タノダ  
(村田) 此處テハ「外人」トハ云ヘヌ

(英作) 違フテ居テモ宜シイテハアリマセンカ外ノ人カ参加スルノト今度ハ第三者ニ競落シタノダカラ「第三者」ヲ宜シイ

(植村) 「取得」ト云フノハ分ラヌ「買取ル」トスルカ宜シイ  
(清岡) 競賣ノ上ニ「其」ノ字ヲ入ルレハ宜シイ

(栗塚) 其レカ宜シイ  
(南部) 「其」ト云フ字ハ何ヲ指スカ

(栗塚) 取除ヲ指シマス  
(松岡) 入レルカ宜シイ

本條第一項競賣ノ上ニ「其」ノ字ヲ加フ

○第七百五十四條朗讀

第十三章 交換

第七百五十四條 交換ハ當事者ノ一方カ取得シ又ハ要約シタル或ル物ノ所有權其他ノ權利ノ對價トシテ或ル物ノ所有權其他ノ權利ヲ他ノ一方ニ移轉シ又ハ移轉スルコトヲ諾約スルノ契約ナリ  
相互ノ權利ノ價額カ均一ナラサルトキハ金銀其他ノ物ノ補足ヲ以テ之ヲ均一ニス  
金銀ノ補足カ交換ニ供シタル物ノ價額ヲ超ユルトキハ其契約ハ之ヲ賣買ト看做ス

修正按第一項左ノ如ク改ム

交換ハ當事者ノ一方カ或ル物ノ所有權其他ノ權利ヲ他ノ一方ヨ  
リ取得シ又ハ之ヲシテ諾約セシノ其對價トシテ或ル物ノ所有權  
其他ノ權利ヲ他ノ一方ニ移轉シ又ハ移轉スル事ヲ諾約スルノ契  
約ナリ

(果報) 「第十三章」ハ「第四章」トナリマス第一項ハ修正カ出  
テ居リマス、報告委員ノ考テハ修正スル方カ原意ヲ盡シ又交換ノ  
意ヲ明カニスルダロウト思ヒマス

(笑作) 修正カ宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第七百五十五條朗讀

第七百五十五條 當事者ハ交換ニ供シ又ハ諾約シタル物又ハ權利  
ニ對スル妨礙及ヒ違害ノ擔保ヲ相互ニ負擔ス

當事者ノ一方カ要約シタル物又ハ權利ヲ取得スルコトヲ得サリ

シトキハ其選擇ヲ以テ或ハ金錢ノ對價ヲ要求スルコトヲ得或ハ  
契約ノ解除ヲ請求シテ自己ノ供與シタルモノヲ取戻スコトヲ得  
但孰レノ場合ニ於テモ損害アレハ其賠償ヲ受ク

右解除ノ權利ハ取戻ニ服スル不動産ニ付キ權利ヲ取得シタル第  
三者ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得ス但第三百七十二條第一項ニ從  
ヒテ請求ノ公示前ニ其第三者ノ名義ノ登記又ハ記入ヲ爲シタル  
コトヲ要ス

(果報) 「要約シタル」ヲ「他ノ一方ノ諾約シタル」ト致シマス

(松岡) 何ゼ他ノ一方ガアルダロウ

(果報) 初ノト同シニ要約ヲ止メマシタ

(渡) 第三項ニ刪除建議カアル

(果報) 刪除ハ我々ノ處テハ採リマセン

(松岡) 前條ノ二項ニ均一ニスルトキ

(栗塚) 貴君ノ遺犬ト私ノ馬ト交換スルトキ貴君ノ遺犬力大變高  
 イトキハ私ノ馬ニ廿圓ヲ添ヘテヤルト云フノデ御座イマス  
 (元尾崎) 均一ト云フト誰カ他カラ均一ニシテヤル様ニ見ヘル  
 (笑作) 取戻ニ服スル不動産ト云フノハトウ云フコトテス「デハ  
 ンジカジヨン」デハアリマセンカ  
 (栗塚) 「バハンジカジヨン」デハアリマセン、解除スルト戻ツ  
 テ來ルト云フノデス  
 (笑作) 受戻デハナカロウ  
 (松岡) 解除新種ニ服スルモノト云フノデス  
 (栗塚) 元トニ戻ル不動産ニ付キテ御座イマス  
 (松岡) 云ヒ詰ノレハ其不動産ニ付キト云フコトニナル  
 (笑作) 均一ニシナイト贈遺ニナルカラ交換ハコウ云フモノダト  
 云フコトナノダ

(元尾崎) 均一ニシナケレハ交換ニナルカ  
 (南部) ソウデス  
 (元尾崎) 物ニ依テ價ノ分ラヌモノガアル  
 (栗塚) ソレガ定マレハ夫キノ條ノ三項ヲ顧ヒマス  
 (笑作) 分ツテ見レバ取戻デモ宜シイ  
 本條第二項「要約シタル」ヲ「他ノ一方ノ諾約シタル」ト改ム

○第七百五十六條朗讀

第七百五十六條 賣買ノ規則ハ交換ニ之ヲ適用ス但左ノ場合ハ此  
 限ニ在ラス  
 交換ハ配偶者ノ間ニ之ヲ爲スコトヲ許ス但交換物ノ價額ノ差カ  
 間接ノ利益ヲ成ストキハ生贈與ヲ禁制シ又ハ之ヲ制限スルノ規  
 則ヲ適用ス  
 當事者ノ一方又ハ雙方カ指定ノ期間ニ於テ任意ニ交換ヲ解除ス



理由ハ買  
買ノノ約  
ヲ買スル  
故ナリ

第四項  
除損ニ  
由ル  
由ル  
故ナリ

ルコトヲ要約シタルトキハ第六百六十四條ニ従ヒ賣買ノ豫約ヲ

以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ル條件ニ従フニ非サレハ其解除

ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲス

交換ハ欠損ノ爲ノ之ヲ銷除スルコトヲ得ス

(栗塚) 「生贈」ハ「贈與」ヲ御座イマス、「約束」ハ要約トナ

リマス末項ハ銷除ヲ御座イマス一項ハ「賣買ノ規則ハ左ノ例外ヲ以

テ交換ニ之ヲ適用ス」ト致シマス

(清岡) 元トモ直シテアル

(松岡) 元トハ但左ノ例外トアルカラ上ニ入レタノダカ場合ナラ

是レテ宜シイ

(南部) 場合デハナイ

(箕作) 「左ノ例外ヲ以テ」カ宜シイ

(植村) 「左ノ場合ハ此限ニ在ラス」カ宜シイ

(元尾崎) 「左ノ條件ハ例外ナリトス」トスルハ宜シイ

(栗塚) 左ノ規定ハ例外ニナル

(植村) 「左ノ規定ヲ除キ交換ニ之ヲ適用ス」

(渡) 元トノ案カ宜シイ

(元尾崎) 左ノ規定ハ此限ニ在ラス

(箕作) ソウスルト賣買ノ規則ハ交換ニ適用スルケレトモ左ノ例

外ハ交換ニ適用セスト云フコトニナル

(清岡) 「左ノ例外ヲ以テ交換ニ之ヲ適用ス」カ宜シイ

(元尾崎) 其レデ宜シイ

本條第一項左ノ如ク改メ

賣買ノ規則ハ左ノ例外ヲ以テ交換ニ之ヲ適用ス

第二項「生贈」ヲ「贈與」ト改ム

第三項「約束」ヲ「要約」ト改ム

第四項刪除ニ決ス

○第七百五十七條朗讀

第十四章 和解

第七百五十七條 和解ハ當事者カ交互ノ讓合又ハ出捐ヲ爲シテ既ニ生シタル爭ヲ落着セシノ又ハ生スルコト有ル可キ爭ヲ豫防スルノ契約ナリ

和解ノ成立、有物及ヒ證據ハ下ノ規定ヲ除ク外契約ニ關スル總般ノ規則ニ從フ

(要塚) 「十四章」ハ「五章」トナリマス、二項ハ「除クノ外合意ニ關スル一般ノ規則ニ從フトナリマス

「第十四章」ヲ「第五章」ト改ム

本條第二項「除ク外契約」ヲ「除クノ外合意」ト改ノ「總般」ヲ「一般」ト改ム

○第七百五十八條朗讀

第七百五十八條 無能力者ニ關スル和解ノ有效ニ要スル條件ハ本法ノ第一編ニ之ヲ規定ス

國、府縣、市町村及ヒ公設所ニ關スル和解ハ行政法ノ規定ニ從フ

(要塚) 「本部ノ第一編ニ」ト云フノハ「無能力者ノ財産管理ノ規定ニ從フ」ト改ノ度イノテ御座イマス、一編ハ人事編ヲ御座イマス此方ハ賣買ニナツテ出マスカラ人事編カ出ルカト云フ豫想カアルカト云フト我々ニハナイノテ御座イマス、他日無能力者ノ管理規定カ出來レハ其レニ依ルト云フテ置ケハ宜シイト思ヒマス

(渡) 其レカ宜シイ

(英作) 無能力者ノ財産管理ト云フコトハ民法タカ何ダカ分ラヌ

(要塚) 其レナラ制リマシヨウ

(松岡) 削ルカ宜シイ二項ノ内縣町村ト云フコトモ入ラヌ皆削ルカ宜シイ

(清岡) 皆削ルハ悪ルイ「國府縣市町村ハ行政法ノ規定ニ從フトスルカ宜シイ

(南部) 二項ハ別ノ語シテス之ハ削ルト云フ理由ハナイ

(清岡) 特別法ト云フコトカ出レハ皆削ルト云フ様ニナル

(元尾崎) 國府縣ノ和解ト云フコトハナイ

(植村) 二項ヲ置クト云フ論ナラ賛成スル

(南部) 行政法ニ無クトモ今ノ行政法チヤラナケレハナラヌ其レハ大變間違ヒタ末項ハ差支ナイカラ置タカ宜シイ

(北島) 削ルカ宜シイ

本條ハ削除ニ決ス

○第七百五十九條朗讀

第七百五十九條 和解ハ法律ノ錯誤ノ爲メ之ヲ銷除スルコトヲ得ス但其錯誤カ相手方ノ讒誣ニ起因スルトキハ此限ニ在ラス

(美作) 法律ノ錯誤ト云フト法律ニ間違ヒカアル様ニナル

(北島) 法律ノ更改タ

本條ハ原按ニ決ス

○第七百六十條朗讀

第七百六十條 和解ハ偽造ノ書類又ハ無効ノ行爲ニ因リ承諾シタルコトヲ理由トシテ之ヲ銷除スルコトヲ得ス但此等ノ申立ヲ爲スヲ得ヘキ當事者ニ於テ其書類ノ偽造又ハ其行爲ヲ法律ニ於テ無効ナラシムル事實ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

(清岡) 四行目ニ「其書類ノ偽造又ハ其行爲」ト讀ミマスガ「其書類ノ偽造ヲ知ラス無効ナラシメルノ事實ヲ知ラサリシトキハ」ト云フノテ御座イマスカ「偽造ヲ知ラス」ト云フ字ヲ加ヘタ方カ

宜カロウト思ヒマス

(松岡) 元トノ議場テ入レタノタ

(栗塚) ソレカラ「無効ナラシムル處ノ事實ヲ知ラス」ト願ヒマス

(渡) 「處」カ良カロウ、司法大臣カ判ヲ捺サナケレハ司法省ノ書付ハ

無効タト云フト司法大臣ノ判ヲ押サンテモ宜シイト思テ居タノト司法

大臣ノ判ヲ押サナケレハ無効ト云フノハ知テ居タカ判カアツタト思テ居タ

ト云フコトトニツニナル、其蓋ヒチ見セテ見ルノテ御座イマス、之ハ實

印ノ入用ト云フコトハ知ツテ居タカ、實印カアツタト思テ居タト云フノ

テ御座イマスカラ「處」ト云フ字チ入レテ其意味チ少シク見セ度イ、此

體テハ實印カ無クテモ有效ト思テ居タト云フノテ御座イマスカラ

(大尾崎) 遂ニ法律上デハ無効トナルト云フ譯タ

(松岡) 印カナケレハイケナイト云フコトチ知ラナカツタト云フ

ノハ法律ノ錯誤タ印カアツタト思ツタカ實ハナカツタト云フノ

ハ事實ノ錯誤タ

(栗塚) 左様テス

(笑作) 良カロウ、「因」ノ字ハ「依」ノ字テハナイカ

(栗塚) 「依」ルデ御座イマス

(村田) 「當事者ニ於テ其」ト云フノハ何チ指スノダロウ

(栗塚) 前ニ操リ替シテ御座イマスカラ

本條ハ「因リ」チ「依リ」ト改ノ「偽造又ハ」チ「偽造チ知ラ

ス又ハ」ト改ノ「事實」ノ上ニ「處ノ」二字チ挿入ス

○第七百六十一條朗讀

第七百六十一條 争ノ定マリタル原因ニ由リテ爲シタル和解ハ新

ニ發見シタル證書ニ因リテ當事者ノ一方カ争ノ一箇若クハ數箇

ノ目的ニ付キ何等ノ權利チモ有セス又ハ他ノ一方カ其目的ニ付

キ完全且争フ可カラサル權利チ有スルコトノ顯ハレタルトキハ



事實ノ錯誤ノ爲ノ亦之ヲ銷除スルコトヲ得

確定シタル判決又ハ取置スルヲ得サル契約ヲ以テ既ニ争ヲ落着  
セシノタル場合ニ於テ其判決又ハ契約ヲ知ルニ利益アル當事者  
カ之ヲ知ラザリシトキモ亦同シ

然レトモ和解力従前ノ原因ヨリ生スル有ル可キ總テノ争ヲ落着  
セシノ又ハ之ヲ豫防スルヲ目的トシタルトキハ當事者ノ一方ノ  
利益タル確定證書ノ發見ハ其證書力相手方ノ所爲ニ因リテ扣留  
セラレタルニ非サレハ其和解ノ銷除ヲ生セス

(栗塚) 一項ノ「争ノ定マリタル原因ニ依リ」ト云フノハ分リマ  
センカラ「定マリタル争ニ付爲シタル和解力」トヤリマシタ

(実作) 意味力違ヒハセヌカ

(松岡) 争ニ付キ定マリタルダロウ

(栗塚) 「定マツタ争ニ付キ爲シタル和解力」ト云フノテ御座イ

マス

(南部) 何ノ争カアツテモ皆和解ヲスルト云フノハ別テス

(栗塚) 甲乙ノ争ニ付キ甲乙ノ間ニト云フコトテ御座イマスカラ

(松岡) 「原因」ト云フ字カナケレハナラヌタロウ後ニ「原因」

ト云フ字カアルカラ

(実作) 定マツテ居ル争ト云フノタ

(清岡) 元トノ通りカ宜シイ

(栗塚) ソレカラ「一箇若クハ數箇ノ」ト云フ字ヲ翻リ度イト思

ヒマス

(植村) 「定マリタル争ニ付キ」トスルカ

(実作) 若シ争カ定マツテ一箇又ハ數箇ノ争ヲ止メシ豫防スルコ  
トヲ目的トスルカラトアリマス、報告委員ノ説テ良カロウ

(栗塚) ソレカラ「争ノ目的ニ付キ」ト改シマス三項ハ「生スル

コトアルヘキ」トナリマス

〔村田〕 「取置スルコトヲ得サル」ダロウ

〔南郷〕 ソレハ「取置スルヲ得サル」ヲ宜シイ

本條第一項左ノ如ク改ム

定マリタル争ニ付キ爲シタル和解ハ新ニ發見シタル證書ニ因リテ當事者ノ一方カ争ノ目的ニ付キ云々以下原按ノ通り第二項「生スル有ル可キ」ヲ「生スルコトアル可キ」ト改ム

○第七百六十二條朗讀

第七百六十二條 有效ノ和解ハ當事者ノ相互ニ認定シタル權利又ハ利益ニシテ既ニ生シ又ハ發見シタル争ノ目的タルモノニ付テハ當事者間ニ在テハ確定判決ノ判認ノ效力ヲ生ス此場合ニ於テハ其權利又ハ利益ハ従前ノ原因ニ由リテ保持シタルモノト看做ス但當事者双方ニ更改ヲ爲スノ意思アリシトキハ此限ニ在ラス

此ニ反シテ相互ニ供與シ又ハ約束シタル權利又ハ利益ノ全部若クハ一分ニシテ争ノ目的タラザリシモノニ付テハ和解ハ物權又ハ人權ヲ生シ之ヲ移轉シ若クハ之ヲ消滅セシムル有價名義ニ關スル契約ノ規則ニ從フ

〔栗原〕 「認定」ハ「追認」トナリマス「約束」ハ「諾約」トナリマス「判認」ト云フノハ何ノコトヤラ分ラヌカラ「權利表白」トシ度イ考テ御座イマスカ、先キニ裁判又ハ分割ハ如何ナル效力ヲ生スルカト云フコトカ度々アリマス、會社ノ解散ト云フ時テモ相續ノ時テモ半分ノ効ヲ生スルカ移轉ノ効ヲ生スルカト云フ問題テ御座イマス、分割ノ時ニ元トカラ權利カアルト看做シテ掛ツタノト分割シタトキノ權利カ移ルノト此二ツノ結果カ違ヒマス若シ元トカラ權利カアツタモノト看做スゾヨト云フコトカ先キニ數ヶ條御座イマス、初ノニハ「權利宣告」トヤロウト思ヒマシタガ宣告

ト云フノハ裁判ニ係ルトキハ宣告テ宜シウ御座イマスカ元來權利  
カアツタト云フコトヲ示スノテ御座イマスカラ宣告ト云フ字カ用  
ヒラレスシテ「表白」トヤリマシタ

(大尾崎) 權利固有ノ效力ト云フノタ

(栗塚) 左様ヲス

(松岡) 表カ白クテ裏カ黄色カ

(栗塚) 此處テ「白」ト云フノハ申スト云フ意味テ御座イマス

(南部) ソレカトウシテモ云ヘヌ「宣告」ト云テハトウダ

(栗塚) 宣ノ字ハ御神カラ降ルト云フ意味ニナリマスカラ

(清岡) 「此場合ニ於テハ保持シタモノト看做ス」ト云フテ分ツ

テ居ルカラ「判決ノ效力ヲ生ス」テ宜カロウ

(栗塚) 此處ハソレデモ宜シウ御座イマスガ此字カ何處ニモ出マ

スカラ「權利認定」ト云フ字カ出來マシタ

(箕作) 「權利認定」テハイケマセンカ

(松岡) 「權利認定」カ宜シイ

(大尾崎) 「權利認定」カ宜シイ

(箕作) 判決ニ權利ヲ認定スルコトカアリマシヨウカ

(村田) 云ヒ詰ノレハ確定判決ト看做スト云フコトダ

(栗塚) 六百三十四條ニ「公用徵收ニ服シタル熟議ノ議決ナキト  
キ所有權徵收ヲ宣言スル裁判上又ハ行政上ノ行爲ハ其行爲ニ於テ  
定ノタル負擔及ヒ條件ヲ以テ國府縣町村又ハ其權利ノ譲渡人ニ右  
財産ノ所有權ヲ移轉ス」トアリマス即チ裁判カ權利ヲ移轉スルノ  
デ御座イマス

本條第一項「認定」テ「追認」ト改メ「確定判決ノ判認」テ「  
權利認定」ト改ム

第二項「約束」テ「諾約」ト改ム

于時正午十二時休職

日本學術振興會

午後第一時開職

○第七百六十三條朗讀

第十五章 特定會社

第一節 會社ノ性質及ヒ設立

第七百六十三條 總般ノ會社ノ設立ハ敎人カ各自ニ配當ス可キ利益ヲ收ムル爲ノ財產ヲ共通シ又ハ共通セント約束スルノ契約ナリ

特定會社ハ或ハ物ヲ共通シテ利用スル爲ノ或ハ一定ノ事業ヲ成シ又ハ職業ヲ營ム爲ノ各社員カ定マリタル物ノ出賣ヲ爲シ又ハ之ヲ約束スルノ會社ナリ

(要解) 「第十五章」ハ「第六章」トナリマス「總般ノ」チ「凡ソ」ト致シテ「凡ソ會社ハ」敎人カ各自ニ配當ス可キ利益ヲ收ムル爲ノ財產ヲ共通シ又ハ共通スルコトヲ諾約スルノ契約ナリト

第十五章  
削除建議  
理由ハ別  
紙ニ記ス



致シマス

(元尾崎) 削除ハドウシマス

(栗塚) 民事會社カアル以上ハナケレハナリマセン、本來會社ト云フモノハ斯ノ如キモノテアル其中商法ニ關スルモノハ商法テヤルカ本家ハ何處ニ在ルカト云フト民法ニ在ル出見世力懸昌シテモ本家ヲ潰スト云フコトハアルマイソレカラ二項ハ「特定會社カ成ル物ヲ共通シテ利用スル爲ノ又ハ成ル事業ヲ爲シ若クハ成ル職業ヲ營ム爲ノ各社員カ定マリタル物ノ出資ヲ爲シ又ハ締約スルノ會社ナリ」ト致シマス

(松岡) 「會社ハ會社ナリ」ト云フノハ可笑シイ

(清岡) 「會社ノ成立」トシ接「會社ハ契約ナリ」シト云フノハ

可笑シイ

(栗塚) 會社ト云フ家ヲ指スノテハアリマセン無形ノ事ヲ指スノ

テス

(清岡) 之ハスルノハ即チ成立ニナル元來其レチ組織スル契約タカラ

(栗塚) 會社ハ即チ契約テス

(元尾崎) 「共通スルコトヲ契約スルノ結合ナリ」トスレハ宜シイ

(清岡) 凡ソ會社ハト云フノハ下ノ特定會社ニ約合ハヌト思フ此會社ハ一般ノチ指スノタカラ

(南部) 其處テ凡ソカ宜シイ

(元尾崎) 凡ソノ中ニ特定會社カ通入ツテ居ルカラ宜シイ

(植村) 契約スルノ結合ナリカ宜シイ

(栗塚) ソウスルト契約シテ集ツタ數人ヲ云フ様ニナル

(栗塚) 人ノ義務ヲ指シテ居ル場合ト組合チシタ旨意ヲ指シテ居

ルトキトニツアリマス之カ組合テ居ル網ヲ指シテ居ルノテ御座イ  
マス

(元尾崎) 契約スルノ網ナリト云フカ

「第十五章」ヲ「第六章」ト改ム

本條ハ左ノ如ク改ム

凡ソ會社ハ數人カ各自ニ配當ス可キ利益ヲ收ムル爲メ財產ヲ共  
通シ又ハ共通スルコトヲ諾約スルノ契約ナリ

特定會社ハ或ル物ヲ共通シテ利用スル爲メ又ハ或ル事業ヲ爲シ  
若クハ或ル職業ヲ營ム爲メ各社員カ定マリタル物ノ出資ヲ爲シ  
又ハ之ヲ諾約スルノ會社ナリ

○第七百六十四條朗讀

第七百六十四條 商事會社ニ特別ナル規則ハ商法又ハ特別法ヲ以  
テ之ヲ定ム

包括會社ニ特別ナル規則ハ本編第二部第二章ニ於テ之ヲ定ム

(栗塚) 二項ハ刪除建議カ御座イマス

(西) 刪除ハ宜シイカ此事ハ委員長カラ「ホアソナード」ニ云フ  
テヤツテアリマシヨウ

(栗塚) 出來テ居リマシヨウ前ノ贈與ト相続ノコトカ定マレハ相  
續ハ即チ之ヲ御座イマスカラ

(元尾崎) 尾崎家ヲ包括スル會社ナリト云フカ

(村田) ソウデハアリマセン

(松岡) 特定會社ト包括會社トニツ並ヘルナラ宜シイカ左モナケ  
レハ特定ト云フ字ヲ削ツテ會社トスレハ宜シイ

(北島) 其方カ宜シイ

(清岡) 本條ハ皆刪ルカ宜シイ

(南都) 包括名義ヲ取得スルモノハ權利義務ヲ相續スト云フコト

カアルカラ仕方カナイ

(松岡) 包括會社ハ六十三條ノ定義ニ外レマスカ

(栗塚) 包括名義モ連入テ居リマス

(南部) 「特定」ト云フ字ヲ制ツテ總テノ會社ニ適用スルト大變

違ウ

(村田) 二項ハ置タカ宜シイ特定カアレハ包括カナケレハナラヌ

(松岡) 普通ノ會社ハ是レヨリ外ナイノカ當リ前タ別ニ違ツタモ

ノカアレハ違タ名ヲ付ケレハ宜シイ、ソレテ當リ前ノ會社ノ規則

ヲ適用スレハ宜シイ、諸リ會社ハ異別ノ人力物ヲ出シ合ツテスル

ノタカラ會社ノ規則ヲ設ケテ置イテ包括ナリ特定ナリト云フコト

ヲ入レテ包括會社ハ何々、特定會社ハ何々ト云ハナケレハナラヌ

(栗塚) ソレハ起業者ニ云ハナケレハ出來ナイ

(村田) 包括ニ對スル特定タカラ特定カナケレハ包括ハ入ラヌ

(松岡) 獲得ノ處テモ贈遺ト云フ所ニ特定ト包括トアル是レモ其

筆法ヲ通ス積リタロウ

(南部) 其レハ通ス積リタカラ主義ヲ變ルノハ良クナイ

(栗塚) 主義ハ構ハヌ唯「特定」ト云フ字ヲ除クノタロウ

(元尾崎) 是レ迄特定會社包括會社ト云フモノカーツモ出タコトハ

ナイ

(南部) 如何ナル必要ヲ制ルカ分ラヌ制ルナラ誰カ擔任シテ調ヘ

ルカ宜シイ

(松岡) 元來贈遺ナトハ一ツノ名ニハナラヌ會社ト云フノハ外ノ

人力寄合ツテ會社ト云フ名カアルノタ、其レヲ包括ナドト云フ名

ヲ付ケルノハ良クナイ

(南部) ソンナヲ包括ト特定ノ名義ヲ止メテ始メテ議論カ立ツ

(松岡) 包括ヲ制ルコトニナレハ特定モ素ヨリ制ル

(村田) 同意タ

(渡) 置クニシテモ本編二部二章ト云フコトハ書ケナイカラ何トカ書カナケレハナラヌ其レニ困ルタロウ、其レテ據ナク制ルト云フト茲ニ紛議力出來ル私モ置クコトニ左顧シ據カ結束カツカナイ(南部) 二項ハ分ラナイカラ制ツテモ特定會社ヲ宜シイ

(大尾崎) 「特定」ハ置イテモ良カロウ

(松岡) 制ル

(南部) 改ノテ款願シマスガトウカ制置キテ願ヒマス

(栗原) 二項ハ制リマス

本條第二項ハ削除ニ決ス

○第七百六十五條朗讀  
第七百六十五條 社員ノ出賣ハ或ハ動産又ハ不動産ノ所有權若クハ收益權或ハ金銭又ハ技術勢力ヲ以テスルコトヲ得

出賣ハ不均一ナルコトヲ得

本條ハ原接ニ決ス

○第七百六十六條朗讀

第七百六十六條 民事會社ハ當事者ノ意思ニ因リテ之ヲ無形人ト爲スコトヲ得

此場合ニ於テハ會社ニ社名ヲ付シ且其契約ハ民事會社ノ公示ノ爲ノ法律ニ規定シタル方式ニ從ヒテ之ヲ公告スルコトヲ要ス

(元尾崎) 何セ「民事會社」トヤツタロウ

(栗原) 民事會社ハ當然無形人デアアルカ民事會社デモ無形人トスルコトカ出來ル

(松岡) 民事會社ハ當然無形人トハ出來ヌ様タ

(箕作) 日本ノ商法ハ無形人タ

(松岡) 商社ハ無形人ニ非スト雖モ法律ニ於テ無形人ト看做サル

原案ニ第  
三項アリ  
此項アリ  
之ヲ銷ス  
シタル由  
如何

ルコト往々之アリト云フノカ「ルエスレル」カ商法ヲ書イタ旨意  
タ、商社ハ當リ前ニ無形人ト云フモノテハナイダロウト思フ

(元尾崎) 無形人ニ違ヒナイ

(松岡) 獨立スレハ是非商法ニ規ノテアル登記公告ヲシナケレハ  
ナラヌ、ソウスレハ支配ヲ商法ヲ受ケナケレハナラヌ、無形人ニ  
ナラヌ組合事業等カ民法ニハナイ様ニナル、云ヒ詰ノレハ民法ノ  
會社ハナイ様ニナル

(植村) 「銷除シタル理由如何」ト書イテアル

(南部) 議場ヲ制ツタノテス、公告シタナレハ無形人トスル様ニ  
ナルカラ矛盾スル様ニナルカラ制リマシタ

(松岡) 良ク見ルト矛盾ト云フモ變ナモノタ人ノ意思ニ因テ無形  
人ト出來ル併シ公告カシテナケレハ役ニ立タヌソレ故ニ公告ヲシ  
ナケレハナラヌ、意思ハナイ無形人ニナル積リテナイト思ツテモ

公告チスレハ無形人トシタ意思カアツタト外カラ推定スル、何故  
ニ制ツタト云フ理由ニ乏シカロウ

(笑作) 有テモ宜シイ

(清岡) 商法ニモ紙觸スルタロウ

(南部) 社名ヲ付ケレハ無形人タ、社名ヲ付ケレハ公告ヲシナケ  
レハナラヌ、社名ヲ付ケタバカリテ公告シナタトモ宜シイト云フ  
論モアルタロウ

(栗塚) 社名ヲ付シ會社契約ヲ公告シタト云フ丈ケテ無形人ニス  
ルト云フコトカアル、ソレナレハ之ヲ公承スルコトヲ要スト云フ  
ニモ及ハヌ、之ヲ會社ニ名ヲ付シ又公告スルコトカ必要テアルト  
云フテ置ケハ宜シイノタト云フ理窟テアリマシタ推定セシムルト  
云フコトハ面白クナイ、社名ヲ付シテ無形人デナイト云フカ知レ  
ヌ

(清岡) 側ツテ良カロウ

(栗塚) 「公告」ハ「公示」テハ如何テシヨウ

(松岡) 元トハ「公示」タ

(美作) 商法ハ公告タ

(栗塚) 公示ハ商法テハ公告トナツテ居ルノテスカ、「公示」ノ方カ良カロウト思ヒマス

(松岡) 公示ト云フノハ登記公告ヲ兼ネタコトニシテアル、公告ハ公告ハカリニシテアル

(美作) 前ノ條ニ不均等ト性質ハ別異ナルコトヲ得ト云フノカ前ニハアツタカトウ云フ譯テ側リマシタカ

(栗塚) 「出資ハ不均一ナルコトヲ得」ト云フノテス

(松岡) 一項ニ努力カアリ金銭カアルカラ

(美作) 二項ハ一項ト違ツテ一人カ金一人カ不動産ヲ社員同士カ

出スト云フコトデ一項ハ社員カ皆不動産ナラ不動産ヲ出スト云フコトデアツタカ入りマセンカ

(松岡) 入りマセン

本條ハ「公告」ヲ「公示」ト改ム

○第七百六十七條朗讀

第七百六十七條 契約ノ總般ノ規則ハ會社ニ之ヲ適用シ殊ニ當事者ノ承諾、能力、目的、原因及ヒ證據ニ之ヲ適用ス

(栗塚) 「合意ノ一般ノ規則殊ニ當事者ノ承諾能力目的原因及ヒ證據ニ關スルモノハ之ヲ會社ニ適用ス」ト云フ方カ良カロウト思ヒマス

(松岡) ソレテ宜シイ

本條ハ左ノ如ク改ム

合意ノ一般ノ規則殊ニ當事者ノ承諾、能力、目的、原因及ヒ證據

據ニ關スルモノハ之ヲ適用ス

○第七百六十八條期限

第七百六十八條 會社ハ其目的ノ商事ニ在ラサルモ資本ヲ株式ニ分ツトキハ商法ノ規定ニ從フ

本條ハ原按ニ決ス

○第七百六十九條期限

第二節 社員ノ權利及ヒ義務

第七百六十九條 會社ハ契約ノ日ヨリ開始ス但明示又ハ默示ニテ他ノ期限ヲ定メ又ハ條件ヲ帶ハシメタルトキハ此限ニ在ラス  
各社員ハ會社ノ開始スル時ニ於テ其約束シタル出資ノ差出ヲ實行スルコトヲ要ス之ヲ實行セサルトキハ其社員ハ當然出資ニ生スル果實及ヒ利息ヲ負擔ス且遲延ノ爲ノ損害ヲ生シタルトキハ出資ノ金額ヲ以テスルトキト雖モ其賠償ヲ負擔ス

(栗塚) 「實行セサル」ヲ「差出スコトヲ要ス」トシテ「之ヲ差出ササルトキハ」トシマス

(元尾崎) 商法ニハ「差入」トアル

(村田) ソンナラ「差入」ニシマシヨウ

(渡) 「差出スコトヲ要ス」ガ宜シイ

(南郷) 商法モ「差出シ」トスルガ宜シイ

(元尾崎) 商法ハ元老院ニ往ツタ

(栗塚) 「差入」ト致シマシヨウ「約束シタル」ハ「諾約シタル」

トナリマス

(清岡) 之カ開示スルニハ手續カアルカラ

(松岡) 云ヒ詰ノレハ減多ニナイ

本條第二項「其約束シタル出資ノ差出ヲ實行スルコトヲ要ス之ヲ實行セサルトキハ」トアルヲ「其諾約シタル出資ヲ差入ルル

コトヲ要ス「之ヲ差入レサルトキハ」ト改ム

○第七百七十條朗讀

第七百七十條 會社ニ對シテ技術又ハ勞力ノ出資ヲ約束シタル社員カ其諾約ヲ欠キタルトキハ其社員ハ他ノ社員ノ選擇ニ從ヒ會社ニ對シテ或ハ其義務ノ履行ヲ欠キタル當時ヨリ會社ノ受ケタル損害ヲ賠償シ或ハ其勞力ヲ會社外ニ用キテ得タル利益ヲ讓與スルノ責ニ任ス

(果塚) 「約束」ハ「諾約」トナリマス

(元尾崎) 「缺キタル當時ヨリ」ハ「缺キタルトキ」カ宜シイ

(南部) 皆當時トナツテ居ル

本條「約束」ヲ「諾約」ト改ノ「讓與」ヲ「交付」ト改ム

○第七百七十一條朗讀

第七百七十一條 動産ト不動産ト中間ハス特定物ノ所有權ヲ出資

ト爲スコトヲ約束シタル社員ハ會社ニ對シ賣主ト同シク其物ノ追奪又ハ面積、數量ノ不足及ヒ隱滞ノ瑕疵ニ付キ擔保ノ責ニ任ス

又社員カ物ノ收益權ノミチ出資ト爲スコトヲ約束シタルトキハ賣人ト同シク擔保ノ責ニ任ス

(栗塚) 「其物ノ妨礙追奪」ト致シマス之ハ起業者カ後ニ入レテ來タノテアリマス

(元尾崎) 之ハ宜シイ

本條ハ「約束」ヲ「諾約」ト改ノ其物ノ下ヘ「妨礙」ノ二字ヲ加ヘ「隱滞」ノ「隱レタル」ト改ム

第七百七十二條朗讀

第七百七十二條 會社契約ヲ以テ社員中ヨリ一人又ハ數人ノ支配人ヲ選任シタルトキハ其各員ハ受任ノ權限ヲ離ユルコトヲ得ス



権限ノ定マラサル支配人ハ共同又ハ各別ニテ通常ノ管理行爲ヲ爲スニ止マル

又支配人ハ會社ノ目的中ニ存スル一層重要ナル行爲ニ付テハ共同ニテノミ之ヲ爲スコトヲ得但異議アル場合ニ於テハ其行爲ヲ中止シ總社員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス

(栗塚) 支配人ハ商法ニ從テ業務擔當人ト致シマス「多數」ハ起案者カ「過半数」ト改メテ來マシタ

(元尾崎) 過半数ヲハ惡ルタハナイカ

(松岡) 商法ヲモ總會議ノ過半数ト云フコトヲセスシテ通常ノ過半数ト云フノヲナケレハナルマイ

(箕作) 商法ト違ヒハアルマイ

(元尾崎) ソウスルト一層ト云フノハ惡ルイ、一層ト云フト目的ヨリ一層重要ナルト云フコトニナル

(箕作) 重要ハ管理行爲ヨリ重イト云フコトダロウ

(栗塚) ソウテス併シ一層ト云フ字ヲ削リマスカ

(松岡) 削レハ宜シイ

(栗塚) ソウスルト「會社ノ目的中ノ重要ナル行爲ニ付テハ」ヲ宜シウ御座イマシヨウ

(植村) 其レカ宜シイ

本條ハ「支配人」トアルチ「業務擔當人」ト改メ第三項「目的中ニ存スル一層重要ナル」トアルチ「目的中ノ重要ナル」ト改ム「多數」ヲ「過半数」ト改ム

第七百七十三條朗讀

第七百七十三條 會社契約ヲ以テ支配人ヲ選任セサル場合ニ於テ總社員ノ一致ニテ之ヲ選任セサルノ間ハ社員ノ各自ハ前條ニ規定シタル行爲ヲ同一ノ條件ニ從ヒテ爲スノ權ヲ有ス

本條ハ原按ニ決ス

第七百七十四條朗讀

第七百七十四條 會社契約ヲ以テ支配人ニ選任セラレタル社員ハ正當ノ原因アルトキ又ハ其承諾ヲ得及ヒ社員ノ同意ヲ得タルトキニ非サレハ委任ノ期限内ニ之ヲ解任スルコトヲ得ス  
會社契約以後ノ行爲ヲ以テ選任シタル支配人ハ之ヲ選任シタルト同一ノ方法ヲ以テ其承諾ヲ要セスシテ之ヲ解任スルコトヲ得ス

(栗塚) 末項ハ「契約以後ノ契約ヲ以テ」テハ如何テス

(松岡) 元ト契約ト直シテアル

(箕作) 契約ト云フ字カニツ入リマスカ「會社契約以後ニ」テ良カロウ

(松岡) 以後ノ契約カラ出來タ選任ト云フコトタロウ

(箕作) 契約其ノ物テヤラナケレハナラン後ハ契約カ濟ンテ選ンタノタ

(南部) 契約ト云フ字ハアル方カ宜シイ

(栗塚) 契約ト云フ字ハ入用ト思ヒマス七百八十四條ヲ御覽ヲ願ヒマスソレカラ一項ハ「又ハ其承諾及ヒ」テ良カロウト思ヒマス(補村) 「ヲ得」ヲ削ルカ

本條ハ第一項「其承諾ヲ得及ヒ」トアルチ「其承諾及ヒ」ト改メノ第二項「行爲」ヲ「契約」ト改メ

第七百七十五條朗讀

第七百七十五條 支配人ヲ選任シタル方法ノ如何ヲ問ハス其中ノ一人又ハ數人ノ死亡、辭任又ハ解任アリテ是等ノ事件ノ爲メニ會社ノ解散セサルトキハ社員ノ多數ヲ以テ其補闕者ヲ選任ス  
本條ハ「多數」ヲ「過半数」ト改ム

第七百七十六條朗讀ス

第七百七十六條 右ノ外會社定款ノ執行ニ關スル諸般ノ處分ハ亦

社員ノ完全多數ヲ以テ之ヲ定ム

定款ノ違反又ハ定款外ノ行爲ニ付テハ總社員ノ一致ヲ得ルヲ必

要トス

本條ハ定款又ハ法律ノ此ニ反スル規定ヲ訪ケス

(栗塚) 「諸般」ヲ「總テ」ト改シ「完全多數」ヲ「過半数」ト

改シマス

(元尾崎) 「定款ノ違反」ト云フノハ可笑シイ

(笑作) 定款ヲ改ノルコトハナイカ商法ニアル定款ノ變更ト同シ

コトタロウ

(松岡) 違反ト云フト事力違ウ

(栗塚) 定款ニ違ウタコトヲスルニハト云フノテ御座イマス

(村田) ナニシロ違反ト云フ字ハ悪ルイ

(栗塚) 定款ニ規定シテ居ランコトヲスルノト定款ニ背イタコト

ヲスルノトニツデ御座イマス

(元尾崎) 定款ニ反シタル行爲又ハ「定款外ノ行爲」トシテ良カ

ロウ

(清岡) ソレカ良カロウ

(南都) ソレカ良カロウ

本條第一項「諸般」ヲ「總テ」ト改ノ「完全多數」ヲ「過半数」

ト改ム

第二項「定款ノ違反又ハ」トアルヲ「定款ニ反スル行爲又ハ」

ト改ム

第七百七十七條朗讀

第七百七十七條 第三者カ會社ト支配人タル社員ノ一人トニ對シ

テ同性質ノ債務ヲ負擔シタルトキ其第三者カ二箇ノ債務ヲ消滅セシムルニ足ラサル金額又ハ有價物ヲ右社員ニ辨済スルニ於テハ其社員ハ會社ノ債權額ト自己ノ債權額トノ割合ニ應スルニ非サレハ自己ノ債權ノ辨済ニ之ヲ充當スルコトヲ得ス  
但債務者ノ爲シタル充當ヲ變更スルコトヲ得ス  
然レトモ債務者カ正當ノ利益ナクシテ社員ノ債權額ノ全部ニ充當シタルトキハ社員ハ其辨済ノ額内ヨリ右ノ割合ニ應スル部分ヲ會社ニ讓與スルノ責ニ任ス

債務者又ハ社員カ有效ナル充當ヲ爲ササルトキハ第四百九十三條ニ從ヒ法律上ノ充當ノ規則ヲ適用ス

(栗塚) 第一項ノ「支配人タル社員」ハ「業務擔當社員」トナリマス二項ノ「讓與」ハ元ト「交付」トアリマシタ

(元尾崎) 「會社ニ差出スノ責ニ任ス」トスレハ宜シイ

民再五ノ三四

(栗塚) 七十條モ「利益ヲ交付スルノ責ニ任ス」ヲ宜シウ御座イマシヨウ之レモ「交付」ト致シマス

本條第一項「支配人タル社員」トアルヲ「業務擔當社員」ト改メ第二項「讓與」ヲ「交付」ト改ム

第七百七十八條朗讀

第七百七十八條 支配人タルト否トチ問ハス社員ニシテ會社ノ債務者ヨリ會社ニ對スル債務ノ一分ヲ受取リタル者ハ場合ノ如何ニ拘ハラズ共同ノ社員ニ之ヲ利得セシムルコトヲ要ス但自己ノ持分トシテ受取證書ヲ與ヘタルトキト雖モ亦同シ

(笑作) 「共同社員ニ」トアルハ

(松岡) 「會社ニ」ト云ヘハ宜シイノテ

(栗塚) 共同ハ入りマセン

(南部) 「總社員」ヲモ宜シイ

(松岡) 商法ヲモ「會社ニ」トシテアル

(栗塚) 無形人ヲ爲シテ居ラヌ會社ハ人ノ方チ主トシテ書カナケレハナラン

(元尾崎) 無形人テナイ以上ハ訴フルコトハ出來ナイダロウ

(南部) 會社ト云フ名前チ宜シイソレハ差支ナイ

(栗塚) 業務擔當人チ相手取レハ會社チ相手取ツタニナルタロウカ會社ノ資本ハ是レ丈テ御座イマスルト云フコトハ出來ナイ

(箕作) 公告ノ式ハ商法ニ依ルカ公告チシタ後ノ規定ハ民法チヤル積リタロウ

(栗塚) ソレハ其ノ積リテス

(元尾崎) 其處カ曖昧ニナル

(松岡) 私ハソウハ思ハヌ登記公告シテ商法ニナル以上ハ商業帳簿チ將ヘテ商法ニ依ラナケレハナラン

(箕作) 登記公告丈ケハ商法ニ依ルケレトモ後ノ事ハコノ民法ニ依ル

(元尾崎) 公告スル丈ケハ商法ニ從ハナケレハナランカ其ノ外ハ之ニ從ハナケレハナランカ

(栗塚) 左様テス併シ株式ハ此ノ限ニ在ラステ御座イマス

(元尾崎) 合資會社杯ハトウシマス

(箕作) 民事ノ合資會社カ出來ル譯ニナル

(元尾崎) 登記ハシテ居ルケレトモ之ハ民事テ御座レハ一方ハ否登記シテ居ル以上ノ商事タト云フ様ナ争ヒカ起ルテアロウ

(箕作) 商法チ見テ商法ノ商事ニ進入ランモノハ民事會社ト見ルヨリ仕方ガナイ

(栗塚) 登記チシテハ商事ニナルト云フコトハアリマセン

(村田) 「共同ノ社員」ハ「會社員」カ宜シイ

(松岡) 會社ノ爲ノニ受取ツテ會社ニ對スルノダカラ「會社」ヲ  
宜シイ

(清岡) 佛蘭西ノ民法テ、流用セシ處ノモノヲ共通財産ノ合部ニ  
返還スルトアル

(渡) 會社ヲ宜シイ

本條ハ「支配人」ヲ「業務擔當人」ト改メ「共同ノ社員ニ」ヲ  
「會社ニ」ト改ム

第七百七十九條朗讀ス

第七百七十九條 支配人タルト否トテ問ハス各社員ハ其過失又ハ  
懈怠ニ因リテ會社ニ加ヘタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

此損害ハ社員力會社營業ノ成ル他ノ事件ニ付キテ會社ニ得セシ  
ノタル利益ト相殺スルコトヲ得ス但其事件ノ互ニ牽連シタルト  
キハ此限ニ在ラス

本條ハ「支配人」ヲ「業務擔當人」ト改ム

第七百八十條朗讀ス

第七百八十條 會社契約ヲ以テ支配人ヲ選任セサル爲ノニ業務ヲ  
執行スル社員ハ自己ノ業務ヲ執行スルト同一ノ注意ヲ加ヘサル  
トキニ非サレハ其過失ノ責ニ任セス

(栗坂) 「執行スル」ハ「取扱フ」デ良カロウト思ヒマス

(渡) 「取扱フ」カ宜シイ

(栗坂) ソレカラ「自己ノ業務ニ於ケルト」トスルカ良カロウト  
思ヒマス

(清岡) 業務ノ取扱ヒニ於ケルタロウ

(南部) 「於ケル」テ宜シイ

本條ハ左ノ如ク決ス

會社契約ヲ以テ業務擔當人ヲ選任セサル爲ノニ業務ヲ取扱フ社

員ハ自己ノ業務ニ於ケルト同一ノ注意ヲ加ヘサルトキニアラサ  
レハ其過失ノ責ニ任セス

第七百八十一條 朗讀ス

第七百八十一條 各社員ハ會社資本中ニ於テ使用スルコトヲ得ル  
金額ナキトキハ會社ノ所屬物ニ關スル必要及ヒ保持ノ費用ヲ自  
己ノ權利ノ割合ニ應ジテ分擔スルノ責ニ任ス

(栗塚) 此處ニ「保持」ト云フ字カ御座イマスカ七百六十二條ノ  
第一項ノ終ニ「保持」ト云フ字カ御座イマシタカ彼レハ留存シタ  
ルトカ留保スルトカ云ハナケレハナランノデ御座イマス

(元尾崎) 「保持」ヲ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第七百八十二條 朗讀

第七百八十二條 右ニ反シテ支配人タルト否トテ問ハス各社員ハ

會社ヲシテ自己ノ出資外ニ會社ノ爲ノ有益ニ立替ヘタル金額ヲ  
返還セシメ又ハ會社ノ利益ノ爲ノ轉意ニテ負擔シタル義務ヲ認  
諾セシメ又ハ會社ノ營業ノ爲ノ自己ノ財產ニ受ケタル避クルヲ  
得サル損害ヲ賠償セシムルコトヲ得

(栗塚) 「避クルヲ得サル」ハ「避クルコトヲ得サル」ト致シマ  
シヨウカ

(松岡) 「コトヲ」ハ入ラン  
本條ハ「支配人」ヲ「業務擔當人」ト改ム

午時午後第二時三十分閉會

民法取得無再調査案議事筆記第十九回 自第七百八十三條至第八百二十四條

明治二十一年十一月十七日午前九時二十分開會

第七百八十三條朗讀ス

第七百八十三條 會社營業ノ爲メ社員ノ立替ヘタル金額ハ其使用ノ日ヨリ當然利息ヲ生ス

此ニ反シテ各社員ハ自己ノ營業ノ爲メ會社資本中ヨリ引出シタル金額ニ付テハ當然會社ニ對シテ其利息ヲ負擔ス但此場合ニ於テ一層大ナル損害ヲ生セシメタルトキハ尙ホ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス

(村田)之ハ宜シイ

(大尾崎)之ハ宜シイ

(渡)之ハ宜シイ、小サクテモ償ハナケレハナランカ

(栗塚)然シ利息モ一ノ損害ノ中テス



日本銀行長會

(大尾崎) 商法ニハ猶ホ賠償スルノ責ニ任スト有リマス

(箕作) 且如何ナル損害チモ賠償スルチ責アリトアリマス

(元尾崎) 其レハ宜シイ

(西) 元トハ會社業務ノ爲ノトアツタガ營業ノ爲ノト直ツタノデ  
スカ

(栗塚) 左様デス

(大尾崎) 「一層大ナル」ハ關ツテ宜カロウ

(渡) 關リマシヨウ

(村田) 置ク方カ宜シイ

(植村) 「一層大ナル」ハ關リマシヨウ

(北島) 關リマシヨウ

(栗塚) 且損害アルトキハ賠償ノ責ニ任ストシテハ如何

(松岡) 宜カロウ

(南部) 之ハ往カン「之ニ反シテ」ダカラ但カ附クノテアリマス

(松岡) 彼方ト此方ト反シテト云フノテ栗塚君ノ云ツタ方カ宜シ

イ

(栗塚) 且損害アルトキハ賠償ノ責ニ任ズテアリマス

(南部) 尙ホ且損害アルトキハ賠償ノ責ニ任ストスルカ

(元尾崎) 宜カロウ

(植村) 宜カロウ

(松岡) 「利息ヲ負擔シ尙ホ損害アルトキハ」テ宜シイ本條ハ但  
以下チ改メ「利息ヲ負擔シ尙ホ損害アルトキハ賠償ノ責ニ任ス」  
ト改ム

第七百八十四條朗讀ス

第七百八十四條 社員ハ會社ノ存立中ニ得タル利益ニ因リテ増加  
シ又ハ受ケタル損失ニ因リテ減少シテ會社解散ノ際ニ現在スル

本  
條  
規  
則  
第  
七  
百  
八  
十  
五  
條  
第  
七  
百  
八  
十  
六  
條

會社資本ニ付キ其相互ノ持分ヲ會社契約又ハ其後ノ行爲ヲ以テ  
隨意ニ定ムルコトヲ得但第七百八十六條ニ掲ケタル二箇ノ場合  
ハ此限ニ在ラス

(松岡) 會社解散ノ際現在スルト云フノハ長文ラシイ文デス

(英作) 「會社資本ニ付」ト云フ字ハオカシイ

(栗塚) 「會社資本ニ於ケル」チアリマス

(英作) 増減ト云フノハ分ラン

(松岡) 利益ニ因テ増加シ受ケタル損失ニ因リテ減少モオカシイ

(栗塚) 社員カ會社解散ノ際ニ現在スル資本ニ付キテ宜イテス

(元尾崎) 其レテ宜シイ

(清岡) ソレテ宜シイ

(栗塚) 社員ハ會社解散ノ際現在スル資本ニ於ケル其相互ノ持分  
分チ云々トシテ宜シイ

(松岡) ソレテ宜シイ

(渡) ソレテ宜シイ

(英作) 宜シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ左ノ如ク改ム

第七百八十四條 社員ハ會社解散ノ際現在スル資本ニ於ケル其相  
互ノ持分ヲ會社契約又ハ其後キノ行爲ヲ以テ隨意ニ定ムルコト  
ヲ得但第七百八十六條ニ掲ケタル二箇ノ場合ハ此限ニ在ラス

○第七百八十五條朗讀ス

第七百八十五條 社員ハ其一人又ハ數人ノ持分カ利益及ヒ損失ニ  
於テ同一ナラサルヲ約束スルコトヲ得

然レトモ利益ノミチ豫見シテ右ノ持分ヲ定ノタルトキハ損失ニ  
付テモ同一ノ定方ヲ約束シタリトノ推定ヲ受ク

如何ナル場合ニ於テモ受ケタル損失ヲ扣除シ會社ノ費方トシテ

残ル所ノモノニ非サレハ配當ス可キノ利益ト看做サス又右費方  
ヲ拂盡シタル後借方トシテ残ル所ノモノニ非サレハ損失ト看做  
サス

然レトモ會社ノ存立中ニ讒議ナクシテ爲シタル利益又ハ損失ノ  
一分ノ配當ハ之ヲ變更セス

(栗塚) 「讒議」ハ「詐害」トナリマス

(清岡) 前項ノ部分ニ入レナケレハナランテシヨウ

(笑作) 全体「然レトモ」ハ入ランノデス

(清岡) 前項ノコトヲ云フ様ニ間違フ

(大尾崎) 「然レトモ」以下ハ差引シナケレハナランカ一還濟ン  
タラ再ヒ出スニ及ハント云フ主意ラシイ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 之ハ皆ナ社員ダカラ第三者ニ對シテダ

(村田) 七百九十條方リテ持分デモ賣ルコトが出来ルカラ斯ウ云  
フモノハ動カントシテ置カント置キ替ヘサルト往カント見ヘルト  
云フト往カンカラ只變更セヌカトウ云フモノカト思フノテス  
(元尾崎) 至極宜シイ

(松岡) 「詐害」ト云フノハトウカ元トハ「詐欺」トアツタ

(笑作) 「詐欺」ヲ宜イダロウ

(松岡) 商法ハ「詐欺」テスカ

(笑作) 「讒議」トアツタカ後トテ「詐欺」ニ直ス積リテアリマ  
ス

(村田) 「詐欺」ヲモ宜シイ

(栗塚) 宜シイ

(松岡) 「詐欺」トシテ置カウ利益ヲ引キ出サンテ宜イト云フカ  
損失ノ一分ト云フノハナササウタカトウカ

(栗塚) 同シテシヨウ利益ヲ取ツテ居タノト損タカラ金ヲ繰キ足シタト云フノテアリマス

(松岡) 會社ハ外ノ義務ヲ盡スノテナケレハ配當ナソハ出來ンモノテス

(箕作) 前ノ項ノ利益ト損失ノコトヲ云ツタモノテアリマスカラ極ク結局ヲ會社解散ノ時ヲナケレハ確言シナイト云ツタカ併シ論中テヤツタコトハ詐欺ヤヘナケレハ宜イト云フノテアリマス

(松岡) 商法テ云フト會社ト云フモノハ義務ヲ拂ヒ盡シタ後チテナケレハ社員ノ配當ハナラント云フ理窟ニ括ツテ居ルカラ宜シイ「貸方チ拂ヒ盡シタル後」ト云フハトウカ

(栗塚) 有金ヲ無クシテ仕舞ヘハト云フノテス

(松岡) 寧ロ前ノ「端ス」ト云フ字ナラ宜シイカ「拂ヒ盡ス」ト云フノハオカシイ

(栗塚) 御尤モ拂ヒヲト云フ字カ悪イ貸方チ端シテス

(松岡) 借方チ拂ヒ端シテ殘タモノナラ開ヘル

(栗塚) 右貸方チ端シタル後トシテ「拂ヒテ」ノ字チ削リマシヨウカ

(松岡) 拂ヒ、貸方チ拂ヒハオカシイ

(栗塚) 元來此所ハ借キ方受方ト云ハナケレハナラン借キ方チ拂ヒ端シテス

(箕作) ソウテス

(南部) 端シ、ノ方カ宜シイ

(大尾崎) 貸方チ端シタル後テ良シイ

(栗塚) 「端シ」ト云フ字ニ致シマス

(松岡) 「ロエスレール」ノ書イタノハ、會社ハ損失ニ因テ配當金チ分配スルコトヲ得ストアルソウスルト毎期チナケレハ取レン

ト云フコトカ分ル

(村田) 只竭シ、テ良カロウ

(松岡) 竭シテ良カロウ

(南部) 「盡」ノ字ハ力ヲ盡スト云フトヤニ使フノタカラ之ハ費方ヲ盡スノテアリマスカラ力ヲ盡スコトテナイカラ「竭」ノ方カ良シイ

(清岡) 「盡」テハ性カン

本條ハ「約束」ハ「合意」ト改ノ第三項「又右費方ヲ拂盡シタル後」トアルチ「又右費方ヲ竭シタル後」ト改ノ「讀解」チ「詐欺」ト改ノ其他原案ニ決ス

第七百八十六條朗讀ス

第七百八十六條 會社資本ノ全部又ハ會社ノ得タル利益ノ全部ヲ社員中ノ一人ニ歸ス可キ約款ハ無効ナリ

技術又ハ勢力ヲ出賣ト爲シタル社員ニ非サル社員ニ全ク損失ノ負擔ヲ免レシム可キ約款モ亦同シ

會社契約ニ右ノ約款ヲ附記シタルトキハ其約款ハ契約ヲシテ全ク無効ナラシム又日後ニ右ノ約款ヲ追加シタルトキハ其約款ハ契約ノ存立ヲ妨ケスシテ會社ノ清算ハ第七百八十九條ニ從ヒテ之ヲ爲ス

(元尾崎) 之ハ良シイ

(栗原) 之ハ商法ニモアリマスカ良シ紙類シテモ會社ニ適用スルカラ良シイト云フノテス

(南部) 但技術勢力ヲ主トシテハ此限ニ在ラストスルトハツ切り分ルカネ

(清岡) 末項ノ所ハオカシイ考ヘルカ約款ヲ附記シタルトキハ約款ハ契約ヲシテ無効ナラシム、ト契約ハ會社契約ヲ無効ニスルト、

オカシイハ約款丈ケ無効ニシナケレハナラン

(南部) ソレテハ附ル

(栗塚) コウ云フコトヲ、會社ヲ結ハウト言タノテアリマスカラ

貴君ト私ト南部サント三人ヲ組ンテ利益ハ私一人ヲ占メルソヨト云フト約款シタノテソレテハ會社ニナリマセン

(清岡) 一体契約ト云フモノハ約款ニナリソウナモノテス

(栗塚) 利益ヲ一人ヲ占ノヨウトシテ會社ヲ結ンタノテソレテハ

會社ニナリマセン

(清岡) ソレテハ約款丈ケテ無効ニシテハドウカ

(栗塚) 會社ノ目的ノ利益ヲ私力取ルト云フテモ後ハ承知シハセ

ン

(清岡) スルト初項ノ一人ニ歸ス可キ約款ハ無効ナリトアル約款

丈ケ無効ニシテ良シイ

(栗塚) ダカラ會社契約モ無効ニナルソヨト云フノテス

(清岡) 約款ト云フモノハ成程出來ルトシタラ約款丈ケハ宜シイ

カ契約ノ無効ハオカシイ

(南部) ソレハ無効ニシナケレハナラン

(元尾崎) 清岡サンノ説ハ一種ノ説タカ賛成者カ無ケレハ先ヘ往

キマシヨウ

(清岡) 約款ヲ附記スルトアルカラ附記シタ約款ヲ無効ニシテ良

イタロウ

(栗塚) 附記シタ契約カトウシテ有効ニナルカ

(清岡) 利益カ其中ノ一箇條ヲ、一箇條有効ニシテ後ハ無効ヲ良

シイ

(北島) 之ハ所謂刀ノ眼貫テスカラネ

(著作) 四百三十條カラ出タノテ此所カ無効タト主タルモノカ附

記ノ條件ニ係テ居レハ末項モ無効ニナルアノ原則カラ來タノテアリマス

(清岡) 贈ス可キ約款カアレハ約款丈ケ無効ト、アルソレテ下テ契約ヲ無効ト云フハトウカオカシイ會社ト云フモノカ配當ノ仕方カ惡イ一箇係カ惡イカラ一體ノ會社ヲ解散スルト云フコトハアルマイ

(栗塚) 配當ノ仕方ハナイ

(清岡) 一人ニ贈ストカ社員一般ニ贈ストカ云フハ利益ノ配當ヨリ外ハナイ

(村田) 會社ノ性質カナクナツテ仕舞フノタネ

(南部) 會社ハナイネ

(笑作) 佛蘭西法律ニ斯ウ云フコトカアルカ清岡サンノ説ミタイニ會社契約ヲ存スルヨウニ見ヘルカ前ノ原則ヲ以テ會社契約モ無

效ニナラシメノタト關テ居ル

(清岡) ソンナラ上テ契約トシテハトウカ

(栗塚) スルト後ハ皆書キ更ヘナケレハナラン

(南部) 右ノト云フ字ハ總括シタ字テス、清岡サンハ後ハカリ見テ御座ランカ

(清岡) 日後ノ約款ヲ通過シタラ約款丈ケ無効ニナルノテ契約ハ説カアルノテ後附記シタラタ、初メ附記シタラ性カン

(南部) 附記ハ前項モ二項モ受ケテ居ルノテアリマス

(清岡) 上ノ約款ヲ無効トアル下ニ契約カ無効トアルカラ

(村田) 約款モ契約モ同シヤウナモノテス

(清岡) 同シト見レハ良シイ

(楳村) 契約ハ約款ヲ通テ居ルノテス

(村田) ソウナルノテス

(一讀) 往キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第七百八十七條朗讀ス

第七百八十七條 社員ハ自己ノ選任シタル又ハ選任スヘキ社員又ハ外人タル一人若クハ數人ノ仲裁人ヲシテ會社解散ノ際各自ノ持分ヲ定メシムルコトヲ會社契約又ハ其後ノ行爲ヲ以テ約束スルコトヲ得

仲裁人ノ爲シタル定方ハ仲裁人カ仲裁契約ヲ以テ授ケラレタル方式若クハ條件ヲ履行セサルカ又ハ顯然公平ヲ失シタルトキニ非サレハ之ヲ攻撃スルコトヲ得ス

右定方ノ無効ノ請求ハ此ニ因リテ審ク受ケタリト主張スル社員ニ在テハ其社員カ定方ノ執行ニ加ハリタルトキ又ハ此ヲ知りタルヨリ三ヶ月ヲ經過シタルトキハ之ヲ受理セス

民再五ノ四六

(栗塚) 終リノ「此ヲ知りタル」ハ「其定ノ方ヲ知りタル」トアルヘキ寫字ノ誤リヲ修正リマス

(村田) 其方カ良シイ

(栗塚) 「顯然」ヲ「明カニ」ト改メタイ

(南部) 「明カニ」カ宜シイ

(村田) 「約束」ハ「合意」ヲアリマシヨウ

(栗塚) 左様

(松岡) 仲裁契約ヲ定メルナラ訴訟法ノ仲裁契約ト同一ニシナケレハナラン、訴訟法ニ關ツテハ何ウカ、アレニ何ウ云フトキハ何ウ云フ結果トアルカラ仲裁人ヲ以テ廢止スルコトヲ得トシテ宜キ自認スルコトハ何ウ裁判ヲ何ウ云フカラカアルト云フトカ皆訴訟法ニアル

(栗塚) 併シ之カ定メ丈ケハ無イテシヨウ



(南部) 約束ヲ以テ合意スルコトヲ得テスネ

(栗塚) 左様ヲス

(元尾崎) 契約ヲ以テ契約ヲ爲スコトヲ得ハオカシイ

(村田) 商法ノ千百十九條ニ仲裁契約トアル

(箕作) 彼レハ制ツテ訴訟法ニ關ツテアリマス

(村田) 然シ此處ハ仲裁人ヲ命シタリスル處テナイカラ約束ヲ以

テ新ウ云フトキニハ仲裁人ニ定メテ買ハウト約束スル丈テアリマ

ス

(松岡) 仲裁人ノ效力ハ何處ヲ見ルカ

(村田) ソレハ、イラン此處ハ效力迄ノコトヲ云フノテハアリマ

セン

(栗塚) 攻撃スルコトヲ得ステアリマス

(南部) 會社ノ契約ヲアルカラ論リ取り除ケテアリマス

民再五ノ四七

(栗塚) 定メ方ヲ知りタル後三ヶ月ヨリ云々ハ何ウカ云ツテ置カ  
ナケレハナランテシヨウ

(南部) 部分テアリマスカラ宜シカロウ

(大尾崎) 宜シカロウ

(松岡) 仲裁人ノ爲シタルハ、契約ヲ以テ授ケラレ方式條件ヲ履  
行センカ明カニ公平ヲ失シタトキテナケレハ攻撃スルヲ得ンノテ  
アリマス

(渡) ソレ丈ハ定マツタノテアリマス

(松岡) 仲裁法律ノ方テ其コトハ定マツテ居ルノテス

(渡) 三ヶ月ヲ経過シタトキハ受理セスト云フノカ

(委員長) 行意ト云フノハ皆ナ契約トナリマシタカ

(栗塚) 皆ナテモ御座イマセンカ、所々ソウナリマシタ

(松岡) 定メ方ヲ取消ス、其定メ方ハ仲裁人ノ裁判ヲ即チ裁判ノ

取消ト同シタロウ

(栗塚) ソレハ違ウ、仲裁ノコトヲ云フトキハ始メテ何ウ斯ウト  
 言ヘルカ此處ハ持分ノ定メ方ノ無効トカ關フコトハ離レカ持分ノ  
 定メ方ヲスルノカ仲裁人ノ定メ方カラ判決ニ違ヒハナイカ直接ニ  
 云フノハ定メ方ノコトタカラ會社ハ審クノハ願テアリマシヨウ  
 (笑作) 訴訟法ニ元ヨリ仲裁裁判ノコトハ定メ之モ仲裁裁判ニ違  
 ヒ無イケレトモ會社ニ付テハ一種ノモノテ一般ノ仲裁裁判トハ違  
 ウカラ仍テ特別ニ此處ヲ或ハ訴訟法ト違ウカ一層ニナルカモ知レ  
 ナイ別ニ合意ノ仕方ヤ何ニカチ入レタト云フ旨意ト思ヒマス  
 (栗塚) 御考ヘノ様ニ思ヒマス、テアルカラ價キマシテ差支ヘハ  
 アリマセン又獲ス彼方ヘ送ツタナラハ三ヶ月ト云フノハ案外一ケ  
 月ヲ良イト云フコトモアリマシヨウ  
 (元尾崎) 仲裁人ノヤツタ通りニシナケレハナラント云フノテシ

ヨウカ

(栗塚) 左様

(松岡) 攻撃ト云フノハ訴訟テスカ

(笑作) 謝リ、ソウテス

(松岡) 之ハ置クト云ヘハ、置クモ宜シイカ到底滿備シタモノテ  
 ハアリマセン

(栗塚) 左様テス仲裁裁判ニ必要ノケ條ハ變ラモアリマス

(松岡) 據着カナケレハ良シイ

(栗塚) 良シ據着カアツテモ會社ニ付テハ三ヶ月ナラ三ヶ月トシ  
 テ差支ハナイ

(笑作) ソレカラ第二ハ若シ訴訟法ノ方テ仲裁裁判ハ方式條件不  
 履行ト公平ヲ失シタト外ノ場合テ攻撃カアルト云フナラソレハ會  
 社ノ方テハ適用カ出來ンノテソウ云フ結果ニナリマシヨウ

(松岡) ソウ云フカ、又斯ウナリハセンカ明カニ公平チ失シタト  
カ一旦仲裁裁判ノ場合カアレハ特別ニ出来又之カナクトモ向ウニ  
アルモノハ矢張ヤレルト云ハナケレハナラン

(笑作) 會社ノ方ハ特別法ヲ往クカ

(村田) ソウテス

(栗塚) 併シ定ノ方ノ、條件ノ定ノ方ノ無効ニ付テ下ツタ裁判チ  
取消スハ此シカ出来ンタロウ

(村田) ソウタロウ

(笑作) ソウタロウ

(栗塚) 併シナカラ仲裁裁判人ハ三人アルヘキチ一人テヤツタ  
ソレハ矢張有效力無効力彼方ハ無効、此方ハ有效ト云フコトハ出  
来ンタロウ

(笑作) 仲裁人カ賄賂チ取タトカ云フノハソウタロウ

(元尾崎) 此契約チ一人良イトスレハ轉イタロウ

(松岡) ナイモノニ、フツカツタ時分ノハ特別タカラ構ハント云  
フノト又之ハ無効ト云フ論カ起ル此方ニ無ク向ウニアルト彼レハ  
用ヒラレ此レハ用ヒラレナイト云フ話カ出来ル

(栗塚) 此ニ概論スレハ用ヒラレナイ

(松岡) 明言ハ安心出来ル

(笑作) 親類タトカ云フノテ裁判官ノ忌避ハトウカ

(栗塚) 通用カ出来ルテシヨウ

(松岡) 出来ル出来ンノ論カ起ル

(元尾崎) 出来ン之ハ自カラ勝手ニ擲ンタモノタカラネ

(松岡) 自己ノ選任シタル又ハ云々ト往カンノテス

(村田) 自分テ選ンテモソレハ往カン

(松岡) 人間チ定ノス二人ト云フト何方カト云フト各一人ト云ヒ

タイ仲裁裁判ヲ受ケナケレハナラン

(栗塚) 選任ノ仕方ハトウモ書イテナイ是非訴訟法ニ依ルヨリ仕方ハナイ

(箕作) ソレハ訴訟法ニ依ルノナスネ、ミスヤ親父トカ夫トカ云フ者カ譯ハレテモ愚意カ出來ン杯ト云フコトハ悪イ

(南部) 書イテナイモノハ向ウニ依ル書イテ有ルモノハ取り除ケナス

(元尾崎) 矢張訴訟法ニナケレハナランテシヨウ

(栗塚) ソレハソウテス

(元尾崎) 寧ろ訴訟法ニ依ルトシテ置キマシテハトウカ之ト紙觸シナイ分ハネ假令ハ三ヶ月トアルチ向ウカーヶ月トアレハ三ヶ月トシテハ如何

(栗塚) ソウテス向ウノハ訪ケナイ積リテアリマス

(松岡) 彼レカ良イ此レハ悪イトモ言ヒ兼ル併シ實際様タモノト皆サンカ安心ナラ良シイ

(元尾崎) 起業者ノ考ヘハ之テ事足りテ居ル積リテアリマス

(栗塚) 之ハソウハ申セマセン仲裁人ト云フモノハトウ云フモノニナサルカ否此所チハ言ハン訴訟法ヲ定メナケレハナラント云テ居ル

(元尾崎) ソレテハ此ニ足リシトキハ訴訟法ニ依ル積リタカラ良シイ

(松岡) 併シ「ボアソナー」ハ佛蘭西ノ仲裁人ノコトヲ書タ積リタカラ安心タカ獨乙法チハ「ボアソナー」ハ知ルマイ之ハ之テ、ヤリ訴訟法ハ訴訟チヤルト云フノハ私ハ良イト悪イトモ言ヘマセン

(栗塚) 私ノ考ヘルノニハ何ウ云フ仲裁裁判カ出來様トモ仲裁裁

判人ト云フモノカ出來レハ良イノテ其者ノ辨ヘ方ハ此處テハ言ハ  
ンソヨト云フノテアリマス

(清岡) 帳簿スルコトハアリマセンカ

(栗塚) 一ヶ月ハ三ヶ月ト云フノ違ヒカアリマス

(清岡) ソレハ固リマス、商事會社モ民事會社モアリマス

(栗塚) 商事會社ハ御座リマセン

(松岡) 商事會社ハ仲數ナラ訴訟法テハ一ヶ月テアルカ之テハ三  
ヶ月トアル何故ニ左様ニ違フカ

(栗塚) 現今ノ三ヶ月ノ轉シ惡ク御論シナサランテハイカン

(南部) 商事契約ノ仲數ニ任シテ轉イ惡イテモ論シナケレハナリ  
マセン

(元尾崎) 民事會社ハ廣ソウト云フモノサヘアルノテアリマスカ  
ラ商事會社ハ何ウカ民事ノモノハ民事ト見レハ之ハ商事ト見レハ

一ツト看做スヨリ仕方カナイ

(委員長) 兎ニ角訴訟法ト帳簿スレハ帳簿シ又帳簿ナシテ行ナハ  
レルカ講究致シマシヨウ

(松岡) ソウ願ヒマス

(委員長) 民事會社ハコウ商事會社ハコウト之ニ兩様アツテモ施  
行上ニ差支カ無イト云ヘハ兩方書イテモ宜シイ

(栗塚) 商法テ二ヶ月ト云フノカ訴訟法テ一ヶ月トアルカラ充テ  
嵌ルト云フノテスカ

(南部) 商事會社テ自己ノ選任テ出來ル出來ナイハ商法トハ別ノ  
斷テ只訴訟法ト帳簿テアリマス

(栗塚) 訴訟法ニ一ヶ月ト書イタカ何ニカタ一ヶ月ト出タカ一休  
仲數裁判ヲ無効トスル請求ハ一ヶ月ト經ノタハ何ウ云フ譯ケテシ  
タカ又此處ハ何ウ云フ三ヶ月トナツタカソレハ只期間ノ斷テ仲數

裁判ト云フモノハ此處へ審イテ置ク置カンノ問題ハ別ニナツテ仕舞ウソレ丈ノ氣付キテ後テ期間ノ研究チシタラソレテ良イテシヨ  
ウ

(松岡) ソレモ言ヒ出シテカラ一條件ヲ持タシタ譯ケテアリマス

(栗塚) 詰リ其處ニ歸着シヤシマセンカ

(松岡) 未タ調ヘタラ有ルカ知レンカラ良イト云ツテハ困ルノテ

アリマス

(栗塚) 御尤テ御座イマス今迄ノ論ハ次キノ語ニナツテ仕舞イマシタ

(村田) 訴訟法ノ一ヶ月ハ條件カアツテ無暗ニ良イト云フノテナイ之ハ不服カラユクノテ條件カ無イノテ即チ此處ハ公然テナイト云ヒサヘスレハ宜シイノテアリマス

(松岡) ソレハ即チ條件ト謂フモノテアリマス兎モ角モ彼ノ方ト

比較シテ據着カナイカト云フ方ニ氣チ付ケテ仕様ト云フナラ要スルニ歌ツテ居ルト歌ツテ通ツテ仕舞イマス

(笑作) 論シ詰ノタラ二、三項ハ訴訟法ト照ラシテ成ハ制ツテモ宜シイ只合意スルヲ得ト云ツテ後トハ訴訟法ニ任シテ良イトナルカモ知レマセン

(松岡) ソウテシヨウ、大概イ彼方ニ極メテアルノテ何等ノ仲敷モ併セテ、ユク據ニアルノテアリマス

(元尾崎) 實ハソウ言ヒ出スト審イテ置カンテモ宜シイ様ナモノ  
テス

(村田) 併シ始メノ方ハ審イテ置カンテハイカン

(栗塚) 何時モ只社撰ニナツテ分カラシ據ニナルト制ツテ仕舞ウトナルノテアリマス

(渡) 之ハ研究スルコトニ仕様

(松岡) 今一ツ折合ツテ一ヶ月三ヶ月計リノ當否テナク仍ホ接續  
カ出來ルカ據着カナイカト云フ邊迄モ併セテ、シテ實ヒタイ

(栗塚) 長リマシタ

(松岡) ソレナラハ無事ニ通ツテユキマシヨウ

(清岡) 一體會社ノ爲ノニシタモノテ今日ノ我々ノ考ヘル民事會  
社ノミト之ヲ見セルト無益ノ譯テアリマス

(松岡) 始ノハ利益ヲ目的ニスルノテス

(元尾崎) 利益ヲ分配スル杯ハ商事トハ變ラン

(松岡) 商法ノ會社ニ書イテナイコトテソウシテ此ノ法律ニ書イ  
テアルコトタト商法ニ適用シナケレハナラン事ハ當然タロウ

(元尾崎) ソウタロウ

(松岡) 其時分ニ何ウカ知ラント思フ

(元尾崎) 商法ニアルカ、アレハ民法ニ據ラナケレハナランコト

モ出來ヨウ

(松岡) ソレハアロウ

(元尾崎) 會社モ矢張ソウタロウ

(松岡) 勿論商法ノ會社ノ方ニ無クツテ民法ニアルモノハ矢張り  
商法ニ適用シナケレハナラン

(元尾崎) ソウ云フト仲數モ、ソコヘ持ツテユカレル

(松岡) ソウテス

(南部) ソレハ出來ン

(村田) 仲數ハ始ノカラ約款ヲ極ノテ置クコトカ出來ルト云フノ  
テス

(松岡) ソレハ、イカニイ頭カラ會社カ解散スル時分銘々ノ持分  
ノ定メノ分ラント云フノハ何ウコトタロウ、ソレ迄ノ損益ノ配分  
ハ何ウシテ居ルノカ矢張株券ノ高テヤルヨリ外ハアリマスマイ

(村田) 之ハ株券ハ無イノテ御座リマス

(元尾崎) 株券ハ無イカ持分ハアル

(松岡) 株式ニ係ツタモノハ無イタロウカ取り前ハアルノタロウ、

解散ノ時分ニ御前ハ幾ラ取ルノカ分ラント云フ場合ハ何ウ云フノ

カ

(元尾崎) 分ランコトハナイタロウ

(清岡) 残り支ハ割ルノタロウ

(村田) 分ランカラ仲裁人ヲ頼ムカ社員中カラ誰レカニ頼ノテ買

ハウト云フ約東カ出来ルノテソレカ分ツテ居レハ始ノカラ約款ニ

書カンテモ宜シイ

(松岡) 上ノ損チ償フタノテナケレハ利益ニナラント云フノモ書

イテアルノテ苟モ會社カ、ソレソレ金額ナリ物ナリ出シテソレチ

資本トスルト云フコトカアツテソウシテ會社ノ解散ノ時分ニ社員

ノ持分チ人ニ定ノサセルト云フノハ何ウ云フ順序チアリマシヨウ  
カ

(元尾崎) 日本ニハ彼多ニハ御座リマセン

(松岡) 外國ニハアルノカ

(元尾崎) アルタロウ

(笑作) 自身チ極ノナケレハ法律カ七百八十九條チ極ノルノテア

リマス出資額ノ割合チ極ノルト、ソレモイカン自分チスル代ハリ

ニ解散ノ時配當シテ居ルカ後トテ別ニ定ノ方チスルト云フノハ何

ウモアリソウモナイ様ニ考ヘラレル

(松岡) ソレハ當然ノ株券ハ幾チ計算シテ、ヤツテ居ルカ會社中

紛起チ生シマイモノテモナイ其時ニ仲裁チ求メラレルト云フナレ

ハ宜シイカ其場合ナラ方式ノ仲裁人トシテモ出来ルナ

(南部) 先ツ調ヘルト云フコトニ致シマシヨウ



(委員長) ソウ致シマシヨウ、今ヤツテ見テモ對照シテ見ナケレ

ハ徒勞ニ屬シマス之ハ報告委員ヲ調ヘチスル機ニ顯ヒマス

(南部) 長リマシタ

本條ハ第一項「約束」ヲ「合意」「行爲」ヲ「契約」ト改ノ第

二項「顯然」ヲ「明カニ」ト改ノ第三項「又ハ之ヲ知リタル」

ヲ「又ハ其定ノ方ヲ知リタル」ト改ノ本條伸數云々仍ホ報告委

員ニ於テ再調スルコトニ決シ未定

第七百八十八條朗讀ス

第七百八十八條 會社契約ヲ以テ持分ノ定方ヲ伸數人ニ委任ス可

キコトヲ定メタル場合ニ於テ少ナクモ社員ノ過半數力伸數人

ヲ選任スルコトニ一致セサルトキハ裁判所ニ於テ其選任ヲ爲ス

選任セラレタル伸數人カ定方ヲ爲スコトヲ欲セス又ハ之ヲ爲ス

コト能ハサルニ當リ社員カ其改選ニ付キ一致セサルトキモ亦同

レ

(松岡) 前同斷テアリマス

(委員長) ソレテハ前條ト同シク御預ケニ致シマシヨウ

本條ハ未定

第七百八十九條朗讀ス

第七百八十九條 社員自身ニテ若クハ伸數人ヲ以テ持分ノ定方ヲ

爲サス又ハ伸數人ノ定方ノ無效ト爲リタルトキハ會社資本及ヒ

利益又ハ損失ハ社員ノ出資額ノ割合ニ應シテ之ヲ其間ニ配當ス

社員ノ出資ト爲シタル技術又ハ勞力ノ評價ナキトキハ裁判所ハ

各該ノ事情ヲ斟酌シテ其出資ノ價額ヲ定ム

技術又ハ勞力ト財產トヲ出資ト爲シタル社員ハ前項ニ定メタル

價額ノ外尙ホ其財產ノ價額ニ從ヒテ計算シタル持分ノ配當ヲ受

ク

(笑作) 商法ト同シニ、シタノテスネー

(栗塚) 改ノマシタノテアリマス

(村田) 商法ハ何條カ

(笑作) 商法ハ百〇五條テアリマス

(元尾崎) 之ハ宜シイ様テス

(大尾崎) 宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第七百九十條朗讀ス

第七百九十條 各社員ハ自己ノ持分ニ第三者ヲ組合サシノ又其持分ヲ賣入シ又ハ之ヲ讓渡スコトヲ得然レトモ是等ノ行爲ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ス但會社契約ヲ以テ社員ニ此權利ヲ認許シ又ハ會社資本ヲ株式ニ分チタルトキハ此限ニ在ラス

右二箇ノ場合ニ於テ會社カ社員ノ讓渡サント欲スル持分又ハ株

式ヲ消却スル爲メ先買權ヲ留保シタルトキハ自己ノ持分ヲ讓渡サントスル社員ハ會社カ其先買權ヲ行フカ又ハ推察スルカニ付キ之ヲ選擇ニ付スルコトヲ要ス

(栗塚) 此條ハ修正ヲ致シマシタ株式ト云フコトハ側レマシタ、「是等ノ行爲ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ス」ヲ「是等ノ行爲ハ」ト致シマセント工合カ悪イ、ソレカラ但會社契約ヲ以テ社員ノ認許シタルトキハ此限ニ在ラス」トシテ次キハ「右二箇ノ場合」ト云フノハ申センカラ「右權利ノ讓渡ヲ以テ會社ニ對抗ヲ許シタル場合ト云フノテアリマス

(南部) 右ノ場合テ分ル二箇ト云フノハ側ツテ宜シイ

(栗塚) 「右ノ場合」テ宜シイ「又ハ株式」ノ四字ハ側レマス

(松岡) 合名會社ナラ商法ヲ無論出來ンカ株式ハ出來ル時カアル、凡ソ民事上テ合名テサレントカ何ントカ云フ會社シテ居ルトカ

一方ノ人カ勝手ニ譲ルト云フノハ何ウカ責任サヘ持テハ宜シイト云フカ其實ハ何ウカ

(栗塚) 是等ノ行爲ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ステアリマス

(松岡) 譲ツテモ表テ向キ構ハントハ違フ

(村田) 會社ハ認メナイノテアリマス

(委員長) 合資會社トハ違ウノテシヨウ

(元尾崎) 譲ルコトカ出來ルトハ何ウカ

(栗塚) 譲ツテモ社員ニ損ハナイ

(元尾崎) 訴訟法ノ様ニ書イテ置イテ良イノテス

(南部) 意味カ同シタカラ良イテハナイカ

(元尾崎) 資本ト譲ツタ其間支ケノ事テス

(大尾崎) 會社ニ對シテ效ハナイノテアリマス

(委員長) 其人カ代ヘルコトハ構ハンカラ質ニ入レテモ構ハン

(松岡) 商法ニハナイ

(大尾崎) アリマス

(元尾崎) 九十九條ニアルノテ商法ノ書キ方カ宜シイ

(箕作) 商法ニハ會社及ヒ第三者ト云フノカ進入ツタカラ分ルノテ此第三者ト云フノハ違ヒマス

(栗塚) 此處ハ他人ヲ寄合ヒイ云フノテアリマス

(松岡) 商法ハ移付スルモ第三者ニ對シテ效カナイト云フノテ當然ナル、何ニキキスルコトヲ得ト云ハンカラ役ニ立タント云フノテアリマス

(箕作) 甲乙契約者双方ニ效アルト云ハナケレハナリマセン

(元尾崎) 迄モソウタロウ

(栗塚) 此處ハ明カニ譲ツテ居ルノテス

(松岡) 第三者ト云フノカ此處ニアリマセン

(大尾崎) 無イケレトモ、ユクノテス

(松岡) 會社ニ對抗スルコトヲ得スタカラ會社外ノ人ニ效カナイトハ云ハレナイ

(元尾崎) 民法テハ第三者ニ對抗カ出來ル積リカ

(松岡) ソウテス

(委員長) 會社ニ對抗出來ルモノハ第三者ニ出來ルト云フコトハアルマイ

(松岡) 一口ニ譲リ渡スコトヲ得ト云ヘハ效カアルノテ乍然會社ハ對抗カ出來ント云フ其外ハ一向差支カナイト云ハレナケレハナリマセン

(南部) 會社カ對抗シナケレハ外ニハアリマセン然ラス會社ニ係ツテ來ル會社ヘ來ルト對抗カ出來カラ宜シイ會社ノ利益損失ニ關係スレハ會社ニ對抗カ出來ンカラ濟ンテ仕舞イマス

(元尾崎) 無限責任タカラ會社カ拂ヒ盡スト名ルヘ掛ルノテス

(南部) 其レハ云ハレン此處ハ會社ヘ掛ルコトヲ云フノテアリマス

(委員長) 第三者ニ對抗カ出來ルト商法ト同シ様ニスレハ宜イノテス

(南部) 必要ハアリマセン社員ノ權利義務ヲ規定シタ條タカラ會社ノ事丈ケ云ツタノテアリマスカラ之テ宜シイ

(大尾崎) 宜シイ  
(笑作) 各社員ハ自己ノ持分ニテ他人ヲ組ミ入レ然レトモ行爲ヲ以テ會社及ヒ第三者ニ對抗スルヲ得スシテ商法ト同シヨウニシテハトウカ

(南部) 其レハ入りマセン會社ト社員ノ關係サヘ規定スレハ宜シ

(大尾崎) ソレナラ宜シイ

(北島) 明カテアリマス

(委員長) 栗塚ハトウカ

(栗塚) 是等ノ行爲ヲ以テシ第三者ヲ出スノハトウ云フモノカ

(箕作) 會社ニ對抗スルヲ得ス第三者ハトウカト云フ疑イカ起ル

ト云フカラテス

(栗塚) 詰リ會社ヲ害スル行爲カアツテハナラン害セン以上ハ斯  
ウ云フコトカ出來ルト云フノテアリマス

(箕作) 分ツテハ届ルカ今ノ様ナ論カ起ルカラテス

(大尾崎) 書カウテハナイカ

(南部) 私ハ分ルト思フ

(大尾崎) 分ラン

(渡) 書イタ方カ宜シイ

(村田) 第三者ハナシト云ハウカ會社ヲハ知ラン願シテ居ルノテ  
アリマスカラ仕方カナイテハナイカ

(栗塚) 第三者ニ對抗スルトキハトウシテ出來ルカ

(元尾崎) 斯ウ云フ場合カアリマシヨウ會社カ分散シテ仕舞イソ  
ウスルト債務者會社ハアル丈ケ拂フ又足リシトキハ無限責任タカ  
ラ社員ニ係ル其時第三者カ社員ニ係ツタ時ニハ私ハ願ツテ仕舞ツ  
タ知ラント云フコトカ出來ルノテアリマス

(南部) 社員ヲハアリマスマイ

(元尾崎) 會社ニ對シテハ云ヘンカ外ノ者ニ對シテハト云ヘルト  
云フカラテス

(南部) ソレハ社員テナイ場合タカラ別テス

(栗塚) 第三者トノ關係ヲ云フノテハナイ此處ハ會社トノ關係ヲ  
云フノテアリマス

(元尾崎) 譲ルコトカ出来ルト渡シテ權利義務カ往クノテ然レトモ取り除ケハ會社ニ對抗ハ出来ント會社文ケニハ出来ントスレハ第三者ニハ出来ルト云フ裏カ見ヘル

(村田) 第三者ハ會社テアリマス

(栗塚) 貴君ニ會社ノ金ヲ拂ツテ下サイトハ云ヘン會社カラハ云ヘンノテアリマス

(笑作) 商法ノ九十九條ハ惡イトナル

(南部) 一々商法ト併セル積リテスカ

(栗塚) 商法ハトウテスカ

(笑作) 商法ハ甲乙兩人ノ間ニ譲ル效カアル併シ會社ニ對シテハ效カナイノミナラス總テ滿天下ノ人ニ對シテ效カナイト云フ積リテアリマス

(栗塚) 會社ノ損チ蒙ラン様ニト云フ主意タロウ

(笑作) 會社ノミナラス其他ノ人テモテス

(元尾崎) 會社テモ社員ト看做サント云フタロウガケレドモ會社文ケ看做サント云フト其裏カ出マス

(栗塚) トウ云フ處カラ出来ルカラ社員ト第三者ノ例ニ出来ルカ此處ハ松岡サント南部サント私カ關連會社チ起シタ、私カ株チ譲ラウト思フカ貴君等ハ社員チ居ルシ私カ村田サンニヤツタ村田サンカ實ニ取ツタカスルト村田サンハ會社ヘ威張ツテ來ルコトハ出来ソヨト云フノテアリマス

(笑作) 矢張り元トノ人カ持ツテ居ルト云フニ見ルノテシヨウ

(栗塚) 會社ト第三者ト並ヘラレマスマイ三人ノ者テアリマスカラ栗塚一人賣フトモ三人ニ對抗ハ出来ント云フノカ之テスソコテ會社ノモノ外ノ人ニ對抗カ出来ント云フノハ會社ノ債權者ト看ナケレハナリマセン

(美作) 其實ツタモノノ債權者テ宜シイ

(栗塚) 私人ノ債權者ト見ルト對抗カ出來ルカ會社カ債權者ト云フト之ハナイト云ハナケレハナリマセン會社ト云フ會社ニ對抗ハ出來ン又會社ニ金ヲ貸シタ人ニ對抗ハ出來ント想像シナケレハナリマセン

(元尾崎) ソウ想像シテ見ルカ宜シイ

(栗塚) 會社ト同シ權ヲ持ツタ人ト云ハナケレハナリマセン

(美作) 會社ノ債權者ニモ往カント見テモ宜シイ

(栗塚) 會社ニ對抗カ出來ント云フ主意ヲ以テ説キ明カサント滿天下ノ人ト云フト第三者ト云フハ強張り分リマセン社員カラ譲リ受ケタトテ會社ニ向テ對抗ハ出來ント云フノカ主意ヲ第三者ト云フノハ會社ノ側カラ來タノカ

(美作) 會社ノ承継人テアリマス

(栗塚) ソウ見レハ分リマス

(松岡) 私人カ村田ニ譲ツタ處カ私ニハ一身ニ債權者カアリマス其債權者カ私ノ持分ヲ差押ニ係ルテシヨウ松岡ノ配分ハ已レニヨコセト云フ其時私人會社ニ向テ言ヒ様ハアリマセン譲渡シタル社員タロウ

(栗塚) 譲渡、得タ人カ之ヲ以テ對抗スルコトハ出來ント云フトアリマス

(松岡) 私人ノ債主カ私ノ取ル可キチ差押ニ來タ其時ニ私カ云フニ此持分ハ元尾崎サンニ譲ツタト云フトキ私ノ債權者カ云フニ貴様カ譲タツテ貴君ト會社ノ何ニカ社員ナラ己レカ押ヘテ取ルト云フ時分ニ己レト元尾崎サントカ會社ニ向テ往タマイ

(栗塚) 併シ何ノノ利益カアルカ其人カ會社ト云フ者ヲ維持スルコソアレ會社カ損チ破ツテハナラント云フナラ他處カラ對抗カア

ツテハナラント云フカ貴君ノ債權者カ云ヘルカ貴君ノ債權者ハ會社ノ人テナイカラ會社ニ就テ利益ヲ得ル人テナイ詰リ貴君ノ債權ヲ其債權者外ニ來ルカラテス總テノ權ハ讓レルカラ其三者ニ言ヘル管テハナイ會社カ害ヲ蒙ルカラ言ヘルノテ其第三者ハ害ヲ被ムル人テアリマセン

(松岡) 合名ノ信用ヲ以テスルト特ニ讓ツテ居ルカラ對抗カ出來ル様ニナル

(元尾崎) 第三者ニ對抗カ出來ント云フト、ナセ差支ヘカアルカ(栗塚) 會社ヲ害スル所爲カアツテハナラント云フ主意カラ出タモノテハナイカト思フ

(元尾崎) 會社サヘ保護スレハ第三者ハ保護セントモ構ハント云フ論テスカ

(笑作) 會社ノ社員ハ暫ラクヨシテ會社員ノ債權者ト云ヘルノテ

甲ノ社員カラ金ヲ貸シテ乙ニ讓ツタト云フト信用カナクナルト云フコトカ出ルタロウ

(元尾崎) 無限責任テ社員ニ係ルト己レハ雖レ其レ讓タカラ知ラント云ツテ仕舞ヘルノテス

(松岡) ソレテ第三者ニ對抗スルコトヲ得スト云フト出來ンノテス

(南部) 社員ト會社トノ關係ヲ説イタノテアリマス

(栗塚) 是等ノ行爲ヲ以テ會社及ヒ其他ノ社員ニ對抗スルコトハ出來ストシテハ如何

(委員長) 社員テナイ、會社ノ債權者カアルカラ皆含ムテシヨウ(栗塚) スレハ他ノ社員ヲ害スルコトヲ得ストスレハ他ノ承權人モ害スルコトヲ得ストナルテシヨウ會社ト云フ無形人、承權人ト云フ無形人テナイト云フモノテアリマスカラ人ノ方カラ係リタイ、



松岡サント南部サントシテ会社ヲ組ンテ私カ讓タトキハ南部サン  
ニモ松岡サンニモ對抗ハ出來ント云ノテアリマス

(松岡) ソレカ即チ会社ニ對シテナス

(栗塚) スレハ松岡サン及ヒ南部サンノ債權者ニモ對抗カ出來ン  
ト説キ明シカ付クノテシヨウ

(松岡) 此處テ社員相互ト社員會社ト其レカラ會社カ社會ニ對ス  
トアレハ宜シイ

(栗塚) 行爲ノ第三者ニ於ケル效力トアリマス

(松岡) 此處ハ甲乙ト合意シタラ何處ラテ法律ニ拘シイカアルカ  
一物ニ關係ノナイ人ハ他カラ苦情ハ云ヘンカラ讓ラレタラ一言モ  
アリマセン

(栗塚) 其レ故斷リテシテ会社ニ對抗カ出來ント云フノテアリマ  
ス

(松岡) 其レテハ他ノ人カラ對抗カ出來ルト云ハナケレハナリマ  
セン

(栗塚) 会社ニ向テ第三者ハ云ヘンソヨト云フノテアリマス

(村田) 第三者ニモ對抗カ出來ント云フト讓ルコトモ出來ント云  
ハナケレハナリマセン

(西) 会社ニ對抗スルコトカ出來ント云ヘハ無論第三者ニモ對抗  
カ出來ント思ヒマス

(南部) ソウテシヨウ

(村田) 賣ツタ何ウシマスカ例ヘハ自分ノ持分ヲ讓サンニ賣ル、  
スルト私ノ債權者ト見ルカ何ウカ

(栗塚) 商法ノ第三者ト云フノハ如何テアリマスカ

(笑作) 会社承權人ト云フ積リテアリマス

(栗塚) ソレテハ此等ノ行爲ヲ以テ會社又ハ其承權人ニ對抗スル

コトヲ得ストシテハ如何テス

(南部) 會社承継人ト云フノハ六ヶ敷カロウ會社ヲ宜カロウテハ  
ナイカ

(栗塚) 會社ニ關係ノアル人テナケレハ見據ヘアリマセン

(南部) 論シ請ルト元トノ通りテ宜シイ

(西) 宜ササウテアリマス

(松岡) スルト商法カ惡イト言ハナケレハナリマセン

(栗塚) 第三者ト云フノハ會社ニ關係ノアル人テナアリマシヨウソ  
ウスレハ仰シヤル通りノ第三者トハ違ヒマシヨウ

(波) 商法ト民法ト云フモノカ明文ノ上ニ於テ異ナツテ居ル、其  
處カラ七百九十條ノ精神テ會社ニト云ヘハ第三者モ籠ツテ居ルト  
云フナラ商法ノ方ハ何ウカ

(栗塚) 末項カ商法ノ二百十七條ト既觸ト思ヒマシタカ既觸テハ

民五ノ六四

御座リマセン併シ會社ニ對抗スルコトヲ得ス丈ケハ今一應研究シ  
タイ商法ノ第三者ト云フノハドレ丈ケノ幅カ又ハ製作サン云フ處  
ノ幅テアルカ研究致シマシヨウ

(清岡) ソウ願ヒマシヨウ

(松岡) 會社ノ債權者ト見ルノハ早イテシヨウ

(栗塚) 會社ノ債權者ニ非サル人モアロウカト思ツテ居リマス

(波) 之ハ猶ホ再調査トシテ置キマシヨウ

(栗塚) 調ヘテ見マシヨウ

(委員長) ソレテハ之レハ報告委員ヲ調ヘルコトニシテ先キヘ參  
リマシヨウ

本報告委員ニ於テ猶ホ再調査スルコトニ決シ未定

第七百九十一條朗讀ス

第七百九十一條 支配人カ會社ノ名ヲ以テ又ハ會社ノ營業ノ爲ノ

有效ニ負擔シタル義務ハ會社力無形人ヲ成セルトキハ各社員ノ一身上ノ債權者ニ先テ會社資本ヲ以テ之ヲ擔保ス

會社資本ノ不十分ナル場合又ハ其資本力虧損シタル債權者ニ示サレサル場合ニ於テハ總社員ハ連帶シテ會社ノ義務ヲ負擔ス會社力無形人ヲ成ササルトキモ亦同シ

右ノ場合ニ於テ各社員間ノ決算ハ第七百八十四條乃至第七百八十九條ニ規定シタル貸方及ヒ借方ニ於ケル各自ノ持分ニ從ヒテ之ヲ爲ス

(栗塚) 本條ノ初項ヲ改メ「無形人ヲ爲セルトキハ」ヲ「無形人タルトキニ限ル」ト但書ニテ「業務擔當人カ會社ノ名ヲ以テ又ハ其營業ノ爲ノ有效ニ負擔シタル義務ハ各社員ノ一身上ノ債權者ニ先立テ會社資本ヲ以テ之ニ擔保ス但會社無形人ニ限ル」トシマス  
(渡) 之ヲ宜シイテハナイカ

(笑作) 替ヘル文ケノ要用カアルカ

(栗塚) 終リト同シ様ニシタイカラテアリマス「無形人ヲ爲セル」ヲ「無形人タルトキ」トシタイノテス

(北島) 但書ニシタ方カハツキリ致シマス

(笑作) 直ホス文ケノ必要ハナイ原案ノ備テ宜シイ

(栗塚) 「會社ノ無形人タルトキ」ニシテハ何ウカ

(笑作) 二項ハ何ウスルノカ

(栗塚) 會社無形人タルトキモ亦同シトスルノテス

(笑作) ナセテス

(栗塚) 民法報告委員ノ耳ニ達ラウノテアリマス

(村田) 修正ノ方カ良イト思フ、總カテ制廢リマスカ但ニシタ方カ、前ハ無形人モ兩方アルト見ナケレハナラン、ソレタカラ取除ケテ云フノテ、トウモ修正ノ方カ宜シイ

(清岡) 但カ良イカ會社ヲ其トシテハ往カン

(村田) ソレハソウテス

(栗塚) 私ト南部サント松岡サント會社ヲ組ンテ松岡サンカ業務  
擔當人ヲ悉皆任シテ置イテ處テ松岡サンカ我々三人ノ爲ノヤラレ  
タノテ其實ハ松岡サンハ無形人ト知ツテ居ツタ其レテサレタトキ  
ハ貴君ハ其名ヲ取引シタスルト村田サンハ一身上ノ費シカアツ  
タトキハ我々ニ其時元尾崎サンカ返シ會社ノ債權者タカラ先キニ  
取ツテ村田サンカ後トニナルノテアリマス

(松岡) 松岡カ業務擔當人ヲ會社ニ負債カ超ツタ松岡モ藝妓買ヒ  
テシテ澤山ニ負債カ有ルト云フト松岡ノ身代ヲ果カルルトキ會社  
ノ負債部分ヲ先キイ取ラルルノカ

(栗塚) 左様テス

(松岡) 少シク迷惑テアル

(南部) 仕方カナイ

(栗塚) 松岡ヲ借シタノテハナイ會社ヲ借シタノテアリマス

(笑作) 直ホス必要ハアリマセン

(栗塚) ソレテハ業務擔當人文ケニシテ後トハ宜シユウ御座イマ  
ス退キマシヨウ

(元尾崎) 無形人ノ時計リニ限ルト云フノハ何ウカ

(栗塚) 三人ヲ會社ヲ組ンタト云ツテモ世間テハ知ランカラ無形  
人ニナツテ居ラント知レンノテアリマス

(清岡) 合資會社ノ場合モ無形人ナラサルトキモ亦同シト下ニア  
リマス合資會社ノ場合モ通用スルト云フノハ不都合テアル商法ト  
紙觸スルト云フカ私ノ元トノ案ニアリマス

(南部) ソウテハナイ株式ト云フコトカアルカラ紙觸ト云フテ居  
ツタカアレテ爾ツタカラ紙觸ハナイ

(元尾崎) 此條ハ宜シイ

(松岡) 之ハ據着ハアリマスマイ

(渡) 先キヘ往キマシヨウ

本條ハ冒頭「支配人」ヲ「業務擔當人」ト改ノ其他原案ニ決ス

第三節 會社ノ終止

第七百九十二條朗讀ス

第七百九十二條 會社ハ左ノ諸件ニ因リテ當然終止ス

第一 會社契約ヲ以テ指定シタル時期ノ満了又ハ解除條件ノ成就

第二 會社ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不可爲

第三 申込ミタル會社資本ノ全部又ハ半額ヲ超ユル損失

第四 社員ノ一人ノ技術、勢力又ハ収益ヲ以テスル繼續ノ出資ヲ爲スノ不可爲

第五 社員ノ一人ノ死亡、禁治產判斷ノ破産又ハ顯然ノ無資カ但第七百九十五條ノ規定ヲ妨ケス

(栗原) 「判斷」ヲ刪リ「終止」ヲ「終了」ト「不可爲」ヲ「不能」ト改ノマシタ其レカラ「成效」ハ「成功」ト云フ字ニナツテ居リマス

(笑作) 成就ト云フノテアリマスカ時效ノ成就ト云フノテアリマス

(村田) 「申込」ハ少し變タリカアリマス

(笑作) 其レテハ「申込ミタル」ハ刪リマスカ

(栗原) 刪リマシヨウ

本條ハ「終止」ヲ「終了」「成效」ヲ「成功」ト「不可爲」ヲ「不能」ト改ノ「申込ミタル」ヲ刪リ及ヒ末項「判斷」ヲ刪リ其他原案ニ決ス

第七百九十三條期讀ス

第七百九十三條 會社ハ左ノ諸件ニ因リテ之ヲ解散スルコトヲ得

第一 如何ナル場合ヲ問ハス社員ノ一致ノ意思

第二 明示又ハ默示ノ一定ノ期間ナキ場合ニ於テ惡意ニ非ス  
又不都合ノ時期ニ非スシテ解散ノ請求ヲ爲ストキハ社員一  
人ノ意思

第三 社員ノ一人ノ義務不履行ニ基キタル解除ノ訴又ハ會社  
ニ一定ノ期間アルトキト雖トモ正當ノ理由ニ基キタル解散  
ノ請求

(栗塚) 此處モ先期ノ様ニ報告委員ノ中テ改メタイト云フノカ多  
數ヲ第三又ハ正當ノ理由ニ基キタル請求但トヤリタイト云フカ格  
別ハ御座イマセン

(南部) 此處ハ大變違ウ新ウシナケレハナリマセン

民再五ノ六八

(栗塚) 第三會社ニ一定ノ期間アルトキト雖モ云々正當ノ理由ニ  
基キタル請求ト云フ意味ヲ義務不履行ニ基キタル會社ニモ係ルカ  
ラ新ウシタイト云フノテアリマス起業者ノ本旨ハ然ルヘキ期間カ  
アロウトモ云フノタカラ但位テアリマス會社ニ一定ノ期間アリト  
雖モ社員ニトシテ宜シイ

(清岡) 期間ハ上ヘ來ナケレハナランテシヨウ

(横村) 期間カアツテモ新ウナツタトキハ解散スルト云フノタネ

(栗塚) 左様テス

(村田) 期間ノアルトキト雖モ社員ノトシテ良シイ

(南部) 前チ會社ノ期間アリト雖モ、トシテ良シイ

(清岡) ソレハ良シイ

(村田) 第二ノ所ハ何ノ期間カ分ランネ會社ノ即チ繼續期間ト云  
フノタネ

(果塚) 會社ノ一定ノ期間ニト第三ニアルカラ入レテモ良シイ

(南部) 良カロウ

(委員長) 良シイ

本條ハ第二「明示」ノ上ヘ「會社」ニ、ノ三字ヲ加ヘ第三會社ニ一定ノ期間アルトキト雖モ社員ノ一人ノ義務不履行ニ基キタル解散ノ訴又ハ正當ノ理由ニ基キタル解散ノ請求ト改ノ其他

原案ニ決ス

第七百九十四條期讀ス

第七百九十四條 社員ハ會社ノ期間ノ滿了前ニ明示又ハ默示ニテ之ヲ伸長スルコトヲ得

默示ノ伸長ハ一定ノ期間ノ滿了後ニ於テ社員ノ一人タモ故障ヲ爲サスシテ會社營業ノ繼續シタル事實ヨリ生スルコトヲ得此場合ニ於テ會社ハ前條第二號ニ從ヒ社員ノ一人ノ意思ヲ以テ之ヲ

解散スルコトヲ得

(南部) 「一人」タモ、ハ「人」テモ」テシヨウ

(元尾崎) 「タモ」ハ大和言葉ヲ面白イ

(松岡) 日本言葉ヲ今日テハ「一人モ」テシヨウ

(栗塚) 「一人モ」テアリマス

(渡) 「タ」ノ字ヲ刪リマシヨウ

(横村) 「一人モ」テ宜シイ

(大尾崎) 「タモ」ハ甚タ宜シイ

(笑作) 「タモ」ハ外ニモナイカラオカシイ

(南部) 「一人」モ、テ宜シイ

(松岡) 「タ」ハ刪リマシヨウ

(大尾崎) 刪ラヌ

(元尾崎) 刪ラヌ

(委員長) 北島サンハ如何

(北島) 「タモ」ハ俗語ニモ使ウカラ多数ニ従ウカ私力決スルナ  
ラハ原案ヲ宜シイ

(委員長) 其レテハ原案ニ決シテ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第七百九十五條朗讀ス

第七百九十五條 社員ハ第七百九十二條第五號ニ掲ケタル原因ニ  
由リテ會社ヲ解散セス且闕ケタル社員ノ持分ヲ定メ他ノ社員ニ  
テ之ヲ繼續スルヲ約束スルコトヲ得

又社員ハ死亡シタル社員ノ相續人又ハ無能力ト爲リタル社員ト  
共ニ會社ヲ繼續スルヲ約束スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ相續人又ハ合式ノ代理アル無能力者ノ承諾  
ヲ要ス

民再五ノ七〇

(栗塚) 解散セス且社員ノ持分ヲ定メテ良クハナイカ「闕ケタル」  
ハオカシイ

(元尾崎) 闕ケタル社員ヲ宜シイテハナイカ

(栗塚) 持分ト云フノカ闕ケルト云フモ申セルカ闕ケタル社員ノ  
持分ヲト云フノハ社員ノ持分カ良クハナイカ

(村田) 其方カ宜シイ

(栗塚) 他ノ社員ト共ニ繼續スルコトヲ得テハトウカ

(松岡) 宜シイ

(委員長) 最合ヲ持ツモノテハアリマスマイ社員ヲタロウ

(栗塚) ソレカラ「合意スルコトヲ得」テス

(元尾崎) 社員ヲ良イトシテ置カウ

(北島) 社員ヲ良カロウ

(元尾崎) 無能力者ト云フノハ何ウカ



(栗塚) 末項無能力者ノ新タナルト云フ字ヲ入レタイ

(村田) 前ハ分ラン

(栗塚) 無能力者ト爲リタル他人ト共ニ繼續テス

(村田) 無能力者トマル様ニ見ヘル

(栗塚) 無能力者ト爲ツタ者ト社員ト氣狂ヒニナツタラ氣狂ヒニ  
ナツタモノト繼續カ出來ナイカラソレテハ其人ノ代理トヤルト云  
フコトテソレタニ依ツテ前項ノ場合ニテ合式ノ代理アルト云フ字  
マテ入レテアルコトデアリマス

(笑作) 社員ニテテ宜シイテシヨウ

(松岡) 末項ハ元トノ案ノ原案カ宜シイ

(元尾崎) 矢張り相續人ヲ先キへ出サナケレハナリマセン

(笑作) 今日ノ原案テ分ランコトハナイ只分リ悪イノデアリマス

(元尾崎) 無能力者新タナルト云フト無能力者カヤル様ニ見ヘル

(南部) 其處テ合式ト云フノカアルノテス

(栗塚) 代理セラレテ居ルト實ハアルノテス

(清岡) 無能力者カ承諾スルコトハナイ

(栗塚) 無能力者ノ合式ノ代理人又ハ相續人ノ新タナル承諾ヲ要  
ストシテハ如何

(大尾崎) 宜シイ

(村田) 宜カロウ

(横村) 宜カロウ

(南部) 宜シイカ

(栗塚) ソレテハ社員ノ無能力者トナリタルモノ又ハ相續人ト共  
ニ會社ヲ繼續スル合意スルコトヲ得ト前項ヲシテハ如何

(清岡) 宜シイ

(村田) 其方カ宜シイ

(英作) 無能力者ト爲リタル社員又ハ死亡シタルト云フト何ウモ  
往カンニ二項ハ之ヲ宜シイ

(清岡) 三項丈ク直ホセハ宜シイ

(横村) 前項ニ於テハ相續人又ハ無能力者ノ合式ノ代理ノ新タナ  
ル承諾ヲ宜シイ

(委員長) ソレテハ之ヲ食事ニ致シマシヨウ

本條ハ第一項「關ケタル」ノ「ケタル」ヲ刪リ「約束」ヲ「合  
意」ト改メ末項「前項ノ場合ニ於テハ相續人又ハ無能力者ノ合  
式ノ代理ノ新タナル承諾ヲ要ス」ト改メ其他原案ニ決ス

于時零時十五分

于時午後一時十分開會

(横村) 始ノマシヨウ

#### 第四節 會社ノ清算及ヒ分割

#### 第七百九十六條朗讀ス

第七百九十六條 會社ノ解散シタルトキハ社員ノ各員又ハ其承接  
人ヨリ清算ヲ請求スルコトヲ得

清算ハ分割前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但社員ノ多數力全部又ハ一  
分ノ分割ヲ先ニスルコトヲ請求シタルトキハ此限ニ在ラス

又會社ノ各債權者ハ清算前ニ分割ヲ爲スコトニ付キ故障ヲ申立  
ツルコトヲ得

(栗塚) 舊社員ト云フ「舊」ノ字ヲ入レマシタ、會社力解散シタ  
後タカラト云フノテ舊イテヤツタラ解散シテモ社員ト云フノカト  
言タラ「舊」ノ字ヲ入レテ參タノテス

(松岡) 之ハ通則ヲ言ハス社員カラ斯々ト云フノカ當リ前タ「舊」  
ノ字ハイラナイ

(栗塚) 原文ニハ皆ナ入レテ參タ、ソレカラ「承接人」ハ「承繼

人」トナリマス

本條ハ「承継人」ト改ノ其他原案ニ決ス

第七百九十七條朗讀ス

第七百九十七條 清算ノ事務ハ左ノ諸件ナリ

第一 着手シタル事件ノ成就

第二 會社ノ債務ノ辨濟及ヒ其第三者ニ對スル債權ノ取立

第三 各社員ト會社トノ間ノ特別ナル計算ノ定方

第四 分割ス可キ貸方又ハ負擔ス可キ借方ニ於ケル各社員又

ハ其代人ノ持分ノ指定

（栗塚） 「清算ハ左ノ諸件ヲ包含ス」トヤツテハ如何ソレカラ「

第一着手シタル業務」トシテハ如何

（櫻村） 良シイ

（元尾崎） 良シイ

民再五ノ七三

本條ハ「清算ハ左ノ諸件ヲ包含ス」ト改ノ「第一着手シタル業務」ト改ノ其他原案ニ決ス

第七百九十八條朗讀ス

第七百九十八條 會社契約中清算人ノ選任及ヒ其權限ニ關スル約

款ハ已ムヲ得サル故障ナキニ於テハ之ヲ履行スルコトヲ要ス

會社契約ニ清算人ノ選任及ヒ其權限ニ關スル約款ナキトキハ清

算ハ或ハ總社員之ヲ爲シ或ハ社員ノ一致ヲ以テ委任シタル一人

若クハ數人ノ社員之ヲ爲シ或ハ社員ノ一致ヲ以テ選任シタル第

三者之ヲ爲ス

社員力清算人ノ選任ニ付キ一致セサルトキハ裁判所ニ於テ之ヲ

選任ス

（栗塚） 「故障」ト云フ字ハ「妨害」ト云フ字ニ改ノトウ御座リ

マス

(村田) 「妨害」ト云フト強ヨ過キハセンカ「異議」ト云テハ如何

(栗塚) 原文ハ「妨害」トアルカラ言タノテス

(松岡) 之ハ第一項ノ約款云々ハ元ト刪テアルニ默テ出シテ來タハトウカ

(南部) アツテモ害ハナイ

(松岡) 害ニハナランカオカシナ文タ

(元尾崎) 刪ル方ナラ同意

(栗塚) 會社契約ヲ定メテ置クノタ、然ルニ定メテナカツタラハト云フノテス

(松岡) 約款ナキトキハテ良イノタ

(清岡) 「妨害」、「故障」ハトウカ

(大尾崎) 元トノ通りテ良シイ

(横村) 元トノ通りテ良シイ、一項ハイラン

(栗塚) ソレテハ一項ハ刪リマスカ

(松岡) 權限ニ關スル約款ナキトキハトナルノタ

(北島) ソウシヨウ

(大尾崎) 一項ハ刪ルカ良シイ

(栗塚) 一項ハ皆刪ルノテス

(元尾崎) 良シイ

(渡) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第一項ヲ刪除シ其他原案ニ決ス

第七百九十九條朗讀ス

第七百九十九條 清算人ハ如何ナル場合ヲ問ハス速ニ欠減又ハ敗

損ス可キ物ヲ讓渡スコトヲ要ス

滿期ト爲リタル債務ノ辨濟ノ爲メ必要ナルトキハ此他ノ動産ヲ

日本法律事務所

譲渡スコトヲ得

不動産ニ付テハ清算人ハ社員ノ特別ナル委任ヲ受クルニ非サレハ之ヲ抵當トシ又ハ譲渡スコトヲ得ス

前項ノ譲渡ハ協議上ニテ約束スルヲ許シタル場合ノ外ハ公賣物落ニ依ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス此等ノ處分ハ總テ社員ノ多數決ヲ以テスルコトヲ要ス

清算人ハ社員ノ名ヲ以テ原告又ハ被告トシテ訴訟ヲ爲スコトヲ得

清算人カ會社ノ債務又ハ債權ニ付キ承諾シタル和解及ヒ仲裁ハ第三者ト通謀シタル詭譎ノ爲ノニ非サレハ之ヲ攻撃スルコトヲ得ス

(栗塚) 本條末項「多數決」ハ「過半数」ヲ以テ之ヲ決スルコトヲ要ス」トシテ「詭譎」ハ「詐欺」トシマシタ

民再五ノ七五

(村田) 「欠減」ハオカシイ「毀損」ヲ良シイ

(南部) 「毀損」ヲ良シイ

(松岡) 元トハ「毀損又ハ滅盡」トアル

(栗塚) 「毀損」ト始終ヤツタノテスカラ「欠減」ハ悪イ

(南部) 「毀損」又ハ「滅盡」ヲハトウカ

(松岡) 良カロウ

(櫻村) 良カロウ

(松岡) 不動産ヲモ勝手ニ賣ラシテ良シイ無論タ會社ノ財産トナツテ清算人ニ任セル以上ハ同シコトタ

(元尾崎) 之カ即チ違フ處所テアリマス

(南部) 先へ進ミマシヨウ

本條ハ第一項「欠減又ハ敗損」ハ「毀損又ハ滅盡」ト改メ第四項「多數決」ハ「過半数」ヲ以テ之ヲ決スルコトヲ要ス」ト改メ

末項「詭譎」ハ「詐欺」ト改ノ其他原案ニ決ス

第八百條朗讀ス

第八百條 清算ノ總計算ハ社員ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

右ノ計算ヲ認可スルニハ社員ノ多數決ヲ以テ足レリトス

其議決ハ總計算ヲ合セテ之ヲ爲シ又ハ計算ノ或ル部分ニ付キ各

別ニ之ヲ爲スコトヲ得

認可ヲ得ス且改正スルヲ得ヘキ計算ハ清算人其費用ヲ以テ之ヲ

爲ス若シ改正スルヲ得サルトキハ清算人ハ代理ノ規則ニ從ヒ其

過失ニ因リテ加ヘタル損害ノ責ニ任ス

清算人ノ受任シタル權限ニ依リ又ハ前條ニ從ヒテ爲シタル行爲

ハ常ニ善意ナル第三者ノ爲メニ之ヲ維持ス

(栗塚) 「改正スルヲ得」ハ「仕直ス」ト云フ字ヲ御座リマス

(元尾崎) 條約改正モ「仕直シ」テシヨウ

(南部) 事柄ハ少シ違ヒマス

(松岡) 同シコトタ

(栗塚) 仕直ストヤリタイ

(南部) 仕直スト元トノ通りニスルカ宜シイ

(松岡) 替リハセン

(元尾崎) 改正テ宜シイ

(清岡) 仕直スハオカシイ

(栗塚) 原字モ改正ト云フノハ今マテ弊害ヲモアツタモノヲ除ク

意味カアリマスカ之ハソウテナイノデ再ヒスルト云フ字ニナルノ

ヲ御座リマス

(北島) 「叢草」ト云フ字タロウ

(清岡) 往クナイカラ仕直スノタロウ

(栗塚) 二度算盤ヲ置クノハ仕直スノテシヨウ

(松岡) ソレハ改算ト云フノテシヨウ

(栗塚) 正ノ字カ悪イト云フノテアリマス

(横村) 且改ムコトヲ得ヘキカ宜シイ

(栗塚) 「改ム」カ宜シイ

(村田) 今一運動定テ直スノテシヨウ

(箕作) 仕直スニシテハ何ウテスカ

(村田) 仕直シカ宜シイ

(箕作) 改正ト云フハ少シ違ヒマス

(南部) 仕直スカ宜シイ

(渡) 仕直ヨリモ改ムルコトヲ得ヘキカ宜シイ

(清岡) 且ト云フ字ヲ刪ツテ認可セラレスシテ仕直スト云フタ方カ宜シイ

(村田) 仕直ストシテ置キマシヨウ

(北島) 仕直ストシテ置キマシヨウ

(元尾崎) 「多数決」ハ「過半数」カ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 先キヘ往キマシヨウ

本條ハ第二項「多数決ヲ以テ足レリトス」ヲ「過半数ノ議決ヲ以テ足レリトス」ト改メ第四項「改正スルコトヲ得」ハ「仕直スコトヲ得」ト改メ其他ハ原案ニ決ス

第八百一條朗讀ス

第八百一條 株式会社以テ民事會社ヲ組織シタルトキハ商事ノ株式會社ノ規則ニ從ヒテ其清算ヲ爲ス

(栗塚) 本條ハ曾フマテモナイカラ刪除致シマシタ

(箕作) 宜シイ

(村田) 宜シイ

(元尾崎) 宜シイ

(大尾崎) 宜シイ

本條ハ刪除ニ決ス

第八百二條朗讀ス

第八百二條 會社ノ清算後ハ不分ニテ存スル財産ノ分割ハ社員ノ各自又ハ其承継人ヨリ之ヲ請求スルコトヲ得但當事者カ第四十條ニ從ヒ不分ニテ存スルコトヲ會社ノ解散後ニ約束シタルトキハ此限ニ在ラス

(栗塚) 分割ト云フハ會社ノ配當ト云フト分ルカ會社ノ分割ト云フハ何ウカ

(村田) 此處ハ宜シイタロウ

(南部) 先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第八百三條朗讀ス

第八百三條 配當部分ノ組織又ハ各當事者ニ對スル配當ニ付キ當事者ノ一致セサルトキハ財産ノ相續其他ノ共通ノ分割ノ爲メノ本法及ヒ民事訴訟法ニ定メタル規則ニ從フ

(栗塚) 「財産」ノテ割ツテ下イ入レタイ「相續其他財産共通」トヤリタイ

(松岡) 前ニハソウアツタノデス

(栗塚) 「配當」ハ「配賦」トシタイ

(元尾崎) 配當デ宜シイ

(笑作) 配賦デモ宜シイガ同ジデシヨウ

(栗塚) 配當部分ヲ定メル事デス

(村田) 配賦デ宜シイ

(松岡) 「分割」ハ何ウカ



日本學術振興會

(南部) 分割部分ヲ宜シイ

(笑作) 何ウデシヨウカ

(大尾崎) 分割シテ配當ガ出來ルノデアリマス

(松岡) 分割部分ヲナケレバナラン

(栗塚) 「分割部分」デ如何デスナ

(南部) ソレハ宜シイ

(村田) 分割部分ヲ往カウ

(元尾崎) 宜シイ

(松岡) 訴訟法ノ何處ニアリマスカ

(栗塚) 御座イマセン強制執行デヤルヨリ外ハナイ

(松岡) 強制執行ニハ縁ガ遠イ此儘デハ曉ト困リマス

(南部) 彼方デ書ク積リデ記シテアリマス

(栗塚) 訴訟法デハ一切民法ヲ見ズニヤツテ居ルノデアリマス

民五ノ七九

(松岡) ソレハ往カシ

(南部) 此處計リデハナイ大變アリマスカラ彼方デヤルヨリ外仕方ガナイ

(笑作) 民事訴訟法ト云フノハ關テ民法交ケ定メ置ケバ良イノデスカ

(村田) 左様

(松岡) 訴訟法ト民法ト混淆シテ居ルカラ規則ハ何ウスルモノト云ツテ置ケバ宜シイ

(笑作) 民法丈ケデ良イノデス

(松岡) 訴訟法ニ持ツテ往ツテモ入レ所ニ困ルノデアリマス

(村田) 民事訴訟法ト云フノチ關ロウデハナイカ左様スレバ宜シイ

(南部) 佛蘭西ニモナイカラ割ルガ宜シイ

日本學術振興會

(箕作) 此條ハ圖ツテハ何ウカ

(松岡) 丸圖リテ差支ナイ

(栗塚) 圖ツテ仕舞ヘバ却テ面倒ハナイ

(大尾崎) 圖ルガ宜カロウ

(樺村) 圖リマシヨウ

(箕作) 本法ニアツタラ矢張り之ニナイデモ規定ニ從フダロウ

(樺村) ソンナラ佛蘭西ノ訴訟法ニ從フト言ツテハ何ウカ

(南部) 皆ナ圖ルノハ宜シクナイ

(栗塚) 佛蘭西ノ訴訟法千八百七十二條ニ會社ノ分劃ハ相續ノ分

派ニ規定スル規則ヲ適用ストアルカラ本法ニト云フハ相續ノチ以テ適用スト云フノデアリマス

(村田) 圖リマシヨウ

(南部) 其レナラ訴訟法ニ於テ本法ヲ圖ルカラ宜シイガ則チ相續

法ガ出來レバソレニ從フト云フノダカラ其レ迄置イテ宜イダロウ

(松岡) 初ノ有体物ヲ分ケラレナケレバ公賣シテ融キ分ル事ハナ

イ

(栗塚) ソレガアリマス

(松岡) ソレガアレバ差支ハナイ

(南部) ダカラ本法ト云フノガアレバ良イ

(松岡) 圖ルチ費成

(大尾崎) 費成

(村田) 費成

(渡) 費成

(南部) 民事訴訟法ニ從フト云フノチ圖ツテ本法ト云フノチ圖ク

ガ宜シイ左モナイト裁判官ガ困ル

(清岡) 之ハ報告委員ヲ猶ホ調ベテ賈ハウ

日本法律家協会

(南部) 暫ク之ハ置イテ下サイ民事訴訟法ガ出來ルカモ知レン

(笑作) 相續法ガ出來レバ相續法ノ規定ヲ適用シ無ケレバ仕方ガ

ナイ

(南部) ソレダカラ置カナケレバナラン

(村田) 無クテモ宜シイ

(清國) 之ハ置イテ置クガ宜カロウ民事訴訟法ヲ作ヘルガ良カロ

ウ

(南部) 民事訴訟法ト云フノハ幾等モアリマスカラ民事訴訟法ガ

無イカラト云ツテ爾ル事ハ出來マセン

(栗塚) 佛蘭西ニハ無争訟事件ノ中ニ相續分割ニ關スル手續ガ訴

訟中ニアリマスカラデス

(笑作) 日本ノ訴訟法ガ佛蘭西見タ様ニスレバ宜シイガ左モナイ

ト六ケ數イ

民再五ノ八一

(清國) 之レハ報告委員デヤツテ貰ウ方ガ宜シイ

(村田) ソレデハ報告委員デヤルトシテ御預ケニシマシヨウ

(西) 宜シウ御座イマシヨウ

(大尾崎) 御預ケトシテ往キマシヨウ

(松岡) 民事訴訟法ハ兎モ角モ入ラン筈デス

(渡) 御預ケトシテ往キマシヨウ

本條ハ報告委員ニ於テ再調スル事ニ決シ未定

第八百四條明讀ス

第八百四條 會社資本中ノ物ニシテ分割ニ因リ各社員ニ歸シタ

ルモノニ關スル其社員ノ權利ハ會社解散ノ日ニ關リテ効力ヲ

有シ不分中ニ於テ他ノ社員ヨリ其物ニ付キ第三者ニ授與シタ

ル權利ハ之ヲ解除ス

(横村) 宜シイ

日本法律家協会

本條ハ原案ニ決ス

第八百五條朗讀ス

第八百五條 共同分割者ハ分割ニ因リテ取得シタル權利ノ上ニ受クル事有ル可キ妨礙及ヒ遺棄ニ付キ其各自ノ部分ニ應ジテ相互ニ擔保ヲ爲ス

共同分割者ノ一人ガ無資力ナルトキハ其一人ノ負擔シタル賠償ノ部分ハ被擔保人ヲ併セテ他ノ各共同分割者ノ間ニ之ヲ分付ス

(栗塚) 此處ヲ共同分割ト云フ「共同」ノ字ハ割り度イ始終分割者ト云ヘバ共同社員ト云ツタ様ナ關ケデアリマス

(村田) ソウダロウ

(渡) 宜シイ

(櫻村) 宜シイ

民再五ノ八二

(栗塚) 「取得シタル權利ノ上」ト云フヨリモ分割ニ因リテ諾約セラレタリトヤリタイ

(元尾崎) 取得ガ宜シイ

(栗塚) 取得シタリト云フト取ツテ仕舞ツタノデアリマス

(元尾崎) 權利ダカラ宜イダロウ

(栗塚) 議場デソウ改マツタノデ元トノ原本デハ諾約セラレタルトアツタノデアリマス

(松岡) 報告委員デハ取得シタルト言ツテ居タノデアリマス

(栗塚) ソレハ御採用下スツタガ何ウシテモ擔保ノ處デ合ハンカラデス

(村田) 分リ悪イゼ

(松岡) 末項ノ分附トアルノハ支那デハ言ヒ附ケルト云フノデアリマス

(栗塚) 之ヲ分ツトヤリマシヨウ

(大尾崎) 宜カロウ

(元尾崎) 先ヘヤリマシヨウ

本條中「共同」ノ二字ヲ削リ第一項「取得シタル」ヲ「諾約」セラレタルト改ノ末項「分附ス」ヲ「分ツ」ト改ノ其他原案ニ決ス

第八百六條朗讀ス

第八百六條 分割ハ成年者ノ間ニ之ヲ爲シ且動産物ヲ目的トシタルトキト雖モ其分割者ノ受ク可キ部分ノ四分一ヲ超ユル缺損アルトキハ其者ノ爲メニ分割ヲ銷除スル事ヲ得  
缺損ニ因ル賣買ノ銷除ニ關シテ第七百三十四條以下ニ規定シタル條件ハ右ノ場合ニ之ヲ適用ス

(栗塚) 本條ハ銷除デアリマス併シナガラ此間申シテ理窟トハ違

ヒマス

(松岡) 相續ノ時分ヲ見合シテ配當ノ處ヘ持テ來タノダ

(栗塚) 缺損ト云フノハ民法カラ取り除ケラレタカラ置ク理窟ハアリマセン

(美作) 相續ノ方ハ直ス積リカ

(栗塚) 左様

(美作) 爾ガ宜イダロウ

(松岡) 尤モデス

(大尾崎) 之ハ宜シイ

本條ハ銷除ニ決ス

第八百七條朗讀ス

第十六章 懸空契約

總則

第八百七條 懸空契約トハ當事者ノ雙方若クハ一方ノ損益ニ付  
キ其効力ノ全部又ハ一方ヲ將來ノ不確實ナル事件ニ繫クルモ  
ノヲ關フ

(大尾崎) 「懸空」ハ「射俸」トスルガ宜シイ

(元尾崎) 射俸ノ方ガ宜シイ

(村岡) 懸空ヨリ射俸ノ方ガ宜シイ

(松岡) 射俸ハオカシイ

(栗坂) 「スベキレリシヨ」ダト射俸ガ宜シイノデ御座イマス

ホ

(元尾崎) 投機契約ダ

(南部) 投機トハ違ウ

(清岡) 矢張り射俸ノ方ガ宜シイ

(横村) 射俸ガ宜シイ

(松岡) 懸空ガ宜シイ

(南部) 懸空ガ宜シイ

(大尾崎) 射俸ハ世間デモ言ツテ居リマス

(美作) 射俸ガ宜シイ

(村岡) 射俸ガ宜シイ

(西) 私ハ懸空デス

(美作) 私ハ何ウデモ宜シイガ既ニ定マツタモノヲ亦ヤツテハ底  
止スル處ヲ知ラント思ヒマス

(南部) 時々其ウ替ル譯ケハナイ懸空ト直シ又射俸ト直シ其カラ  
又懸空ト云フト懸眼ガアリマセン

(栗坂) 美作サンハ此間御出ガナカツタカラ申シマスガ三島君ハ  
射俸ト云フノハ種デナイト云フノデ寺島ト兩人デ何ントカ云フ良  
イ字カト云フノデ懸空ト云フ字ガアルト云フノデ其レカラ射俸ト

云フ熟字ガアルカト謂ベタノデ處ガアリマセン其カラ先ツ私ガ何  
ニガ良イカト云フノデ三島ガ處々之レト云フノデ提出シタ處ガ殆  
ンド滿場之デ良イト云フ様ニ見エマシタガ今日ノ結果ハソウデア  
リマセン

(南部) 滿場デハナイ多數ハ多數デアリマシタ

(栗塚) 先ヅ新ウナツタノデアリマス

(渡) 空ニ懸ルト云フヨリモ此方ガ事實ニ當ルト云ツタノデアリ  
マスカ何ウモ空ニ係ルハオカシイ

(南部) 懸空ノ命令ヲ奉ズルニ何ウシテ良イカ分ラヌ既ニ懸空トナ  
ツタ以上ニハ仕方ガナイ

(渡) 一旦定マツタニモセヨ多數ガ更ニ望ムト云ヘバ改ノテモ仕  
方ガナイダロウ

(松岡) 仕方ハナイガ射撃契約ナリト云テモ分ラン

(清岡) 率口懸空シテ良イ

(南部) 懸空ト云フノニ定マツテ居リマス

(栗塚) 懸空ト云フノ良イ悪イチ云フノデハナイ只懸空ト云フノ  
ニ言ツタカラ之ヲ又改ノルト何ウシテ良イカ分リマセン

(清岡) ソンナ事チ云フト再調査ノ方デ定ツタモノヲ替ヘテ來ル  
デハナイカ

(栗塚) 再調査ト云フノハ前ノト比較シテデス

(渡) 事實ト文字上カラ再調査ニ一旦ソウ定ツテモアリマシヨウ  
カ多數ガ良イト望ノバ改ノテモ宜シイ

(南部) 前ニ決シタモノヲ再ビ替ヘル時分ニハ易々トヤツテハ往  
ケマセン

(元尾崎) ソレナレバ鄭重ニ替ヘマシヨウ

(北島) ソレデハ多數ニ依リマシヨウ

(清岡) 射俸ヲ宜シイ

(北島) 射俸ニシテ先キヘ往キマシヨウ

(榎村) 射俸ヲ往キマシヨウ

本條「懸空」ヲ「射俸」ト改ノ其他原案ニ決ス

第八百八條朗讀ス

第八百八條 懸空契約ニハ其性質ニ因ルモノ有リ當事者ノ意思ニ因ルモノ有リ

博奕、賭事、終身年金權其他終身權利ノ設定、陸上、海上ノ保險及ヒ冒險貸借ハ性質ニ因ル懸空ノモノタリ

此他成立又ハ効力ヲ停止又ハ解除ノ未必條件ニ懸クル契約ハ當事者ノ意思ニ因ル懸空ノモノナリ

(笑作) 「懸クル」ト云フノハ此處ガ始メテデスカ

(村田) 未必條件ニ懸クルト云フノガアリマシタ

(笑作) 効力ヲ懸ラシムルトテモ言ハント何ウデシヨウカ

(栗原) 契約ハ雙方ノ一方云々將來ノ不確實ニ懸ルモノヲ謂フトシテ「チ」ヲ「ガ」ニ改メテ宜シイ

(元尾崎) 原案デ宜シイ

本條ハ「懸空」ヲ「射俸」ニ改ノ其他原案ニ決ス

第八百九條朗讀ス

第八百九條 陸上、海上ノ保險及ヒ冒險貸借ハ商法ヲ以テ之ヲ規定ス

(渡) 宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第八百十條朗讀ス

第一節 博奕及ヒ賭事

第八百十條 博奕ハ博奕者ノ勇氣、力量、巧技ヲ發達ス可キ性



質ナル體無運動ヲ目的トスルニ非サレハ其義務履行ノ爲ノ訴  
權ヲ許サス

賭事ニ基ク訴權ハ右ノ如キ體無運動ヲ爲ス人ノ爲ノ又ハ賭者  
ノ直接ニ爲ス農工商ノ業事ノ成功ノ爲ノニスルニ非サレハ亦  
之ヲ許サス

右ノ博奕又ハ賭事ニ於テ約束シタル金額又ハ有價物カ情況ニ  
照シテ過度ナリト見ユルトキハ裁判所ハ之ヲ減少スル事ヲ得  
スシテ急ク其請求ヲ棄却スル事ヲ要ス

(栗坂) 第二項「約束」ハ「賭約」トシテ「博奕ハ」ガ宜イダロ  
ウ

(清岡) 博奕ト云フ字ハ何ニトカ仕様ハナイカ之ハ大變悪イ字デ  
アリマスガ斯ウ云フ事ハ博奕ト云フカ知ランガ日本デ云フ博奕ト  
ハ違イマシヨウ賭事ト言ヒタイ

(栗坂) 博奕賭事トヤツタガ賭事ト云フノハ他人ノシテ居ルノニ  
鏡チ賭ケルノデ博奕ト云フノハ自カラヤルノデアリマス

(清岡) 斯ウアルト博奕ガ許サレタト爲ツテ悪イト思ヒマス

(横村) 昔ナ賭事ニシテ仕舞ツテハ何ウカ

(南部) 賭ノ字モ良クハナイ

(清岡) 賭事ナラ怪マナイガ博奕トカ賭博ト云フト大變悪イ

(北島) 「トランプ」ナゾハ今ハ何處デモ行ハレマス

(栗坂) 字ガ悪ルイト云フハ兎モ角モ國蕃ガ好キデ碁ヲ打ツテ居  
ルノハ昔ナ博奕デアリマス

(清岡) 理窟ハ宜シイ間然スル事ハ御座イマセンケレドモ博奕ト  
云フ語ハ良クアリマセン

(栗坂) 良クナクツテモ御ヤリ爲サルカラ仕方ガナイ

(清岡) 碁ヲ打ツテモ博奕ダガネ博奕ト云ハン賭ケ碁トハ云フ

- (松岡) 賭事デ良シイ
- (南部) 賭事デモ良クハナイ
- (松岡) 博奕ト云フハ言葉ノ上ニ如何ニモ聞ユガ悪イ
- (栗塚) 併シニツノ區別ハ何ウカ他人ノ馬鹿ケニドツチガ勝ツカト物ヲ賭ルノト自分デヤルノトデアリマス
- (南部) 雙六碁將棋モ博奕デアリマス
- (元尾崎) 博奕ト云フハ何ウ云フモノカ場ノ錢ヲ取ルカラト云フノダソウデス
- (南部) ソレハ違ヒマス
- (元尾崎) 芝居ハ芝ノ上ニ居ツタカラ芝居ト云フタ様ナモノデス
- (村田) 博奕ハ悪イ賭事ハ善イト云フ事ハナイ何方モ悪イハ悪イ
- (栗塚) 角力取ツテ勝チ負ケテ争フハ何ント云フカ
- (大尾崎) 賭ケデス

- (栗塚) 他人ノ馬鹿ケニ何方ガ先キト云フノハ如何
- (大尾崎) 他人ガヤツテモ自分ガヤツテモ皆ナ賭デス
- (南部) 富ハドウカ
- (清岡) 富ハ別デス
- (南部) ソレダカラ博奕ト云フノト賭ケトハ違ヒマス
- (北島) 富ヨソ射俵デス
- (清岡) アレハ富ト云フ名ガ付イテ居ルノデス
- (栗塚) 博奕ト云フ名ガ付イテ居ルノデハ御座イマセン錢ヲ賭ケ花ヲ引クモ博奕デ御座イマス
- (清岡) 博奕ト云フカハ知レンガ甚ダ良シクナイ
- (栗塚) 博奕ハ勇氣、力量ノ爲ノデス
- (清岡) 併シナガラ勇氣力量ハ博奕デナイ
- (栗塚) 大尾崎サント將棋ヲ指スノハ何ント云フカ

(清國) 勇氣、力量ハ博奕トハ申サレン併シ金ヲ取ツタラ博奕デ  
ス

(大尾崎) 善ヲ打テ優價ヲ賭ケルノハ賭ケデス

(南部) ソレガ博奕デアリマス

(栗塚) 矢張り博奕ニハ相違ナイ

(大尾崎) 博奕ト云フノハ骨子骨牌ヲ以テヤルノデス

(南部) 否十錢ヲ賭ケルカラ博奕デアリマス

(松岡) 賭リ博奕ト賭事トニツチ揚ケナケレバ都合ガ悪イカ賭事  
一ツデ置タカ兩方採ルカ否ヤデス

(南部) 賭ケトハ言ヘン

(大尾崎) 賭ケデス

(南部) ソレデハ博奕ト云ヒ様ハアリマセン

(大尾崎) 骨子デヤルノハ博奕デス

(南部) 博奕ハ其レデモ勇氣、力量發達ヲスルナラ良イト云フノ  
デアリマスカラ其處ヲ御考ヘ下サイ

(清國) 博奕ハ許サン勇氣、力量發達スベキ爲ノニスル賭ケ事ハ  
此限リニ在ラズデ博奕ハ許權ヲ許サン體操力量巧技發達スベキヲ  
目的トスル賭ケ事ハ此限ニ在ラズト云ツテ宜シイ

(南部) 射俵契約ノ中博奕ガ導入ツテ勝リマス

(栗塚) 博奕ト言イテナイカラ良イデシヨウ

(大尾崎) 勇氣力量ノ爲ノハ博奕トハ云ヘン

(松岡) 佛蘭西ニハ言葉ガ違テ勝ツテ我ガスルノハ何ント云フ他  
人ノスルノハ何ント云フト言葉ガアツテ云フ方ニ本トチ立ツテ宜  
シイカ日本デハ賭事モ賭博モ博奕モ同ジデ區別ガ出來マセン他人  
ノスル事ハ博奕ト云ヒ我ガスルノハ何ント云フ區別ガナイカラ自  
カラ佛蘭西デハソウ云フ區別ガアツテ出來タノダロウカ若シナケ

レバーツノ言葉ヲ通ラルルト思フ私ハ何處マデモ賭事ヲ通ラルルト思ヒマス

(栗塚) 佛蘭西デハ自分ノ樂シミニヤルノハ好キト云フ字ガアリマス

(南部) 博奕ノ奕ノ字ヲ證據シテ見マシヨウ博奕ハ許スガ所權ヲ生ゼント云フノガ本トデス

(清岡) 併シナガラ勇氣力量ノ爲ノダカラ許スノデス

(南部) 刑法デモ賭博ハ之レ丈ケノ刑ヲ生ズ併シナガラ飲食ヲ賭ケルハ論ズル限リニ在ラズト云フカラ同ジデアリマス

(笑作) 自賭他賭デ區別スルノダネ

(栗塚) 左様デス

(松岡) ソンナラ文字ハ報告委員ニ任セマシヨウ

(南部) 宜シイ

(元尾崎) 博奕デ良イデハナイカ

(村田) 宜シイ

(西) 原案デ宜シイ

(大尾崎) 博奕ハ所權ヲ許サズトシテ體操運動ヲ目的トスル賭ケ事ハ此限ニ在ラズトシテハ何ウカ

(栗塚) ニツアルノヲニツニシテ見テ御出ナサルノデアリマス原文ニハ博奕ト云フ字ハ限ミト云フノデス

(北島) 此方ハ般レト云フ字ヲ使ツテ遊戯博奕デスネ

(松岡) 博奕位ハ宜シイ

(渡) 博奕ト云フノト般レト云フノトハ大層感觸ガ違ヒマス

(栗塚) 博奕ハ何ウデシヨウカ

(笑作) 支那人ノ譯シタ譯ニハ賭博ト云ツテ「アバント」ト云フ字ガアリマス

(北畠) 博戯ハ古クカラアル事デス

(松岡) 博戯ガ宜シイ

(渡) 博奕トサヘナケレバ宜シイ

(清岡) 博奕ハ許サン但勇氣力量ヲ養フノ博戯ハ此限ニ在ラズダ

(南部) ソレハ往カン

(松岡) 博戯ハ許ス但何々ハ此限ニ在ラズ博戯デ良シイ博戯ハ所  
權ヲ許サスト言ツテ宜シイ

(栗塚) 博戯賭事ガ宜イデショウ

(渡) 宜シイ

(村田) 宜シイ

(元尾崎) 宜シイ

(清岡) 此文デハ往カン、文章ヲ轉倒シヨウデハナイカ

(笑作) 同ジデス

(栗塚) 文章ハ此儘デ願ヒマス

(北畠) 之ヨリ仕様ハナイ

本條ハ「博奕」ヲ「博戯」ト改ノ其他原案ニ決ス  
第八百十一條朗讀ス

第八百十一條 前條ノ場合ノ外博奕及ヒ賭事ハ何等ノ義務ヲモ  
生セス且其債務ノ限定、更改又ハ保證ハ總テ無効ナリ

然レトモ右博奕又ハ賭事ニ因ル有能力者ノ任意ノ辨濟ハ之ヲ  
取戻ス事ヲ許サス但勝者ニ於テ賭博又ハ欺瞞アリタルトキハ  
此限ニ在ラス

(村田) 「賭博又ハ欺瞞」ハ「詐欺欺瞞」デ良シイ

(大尾崎) 但以下ハ刪テハドウカ

(南部) 之ハ構ハン

(大尾崎) 既ニ博奕ヲ云タカラホ

(南部) 博奕ヲ打ツテ取タノデアリマスカラネ大變違ウ

(栗塚) 法律ガ分ル人ナラ置カナケレバナラン

(北島) 之ハ置カン性カンダロウ

(元尾崎) 置キマシヨウ

(北島) 此所デ「詐欺」ノ「欺」ハ「僞」ノ字ガ良シイ

(栗塚) 御尤モデス

(松岡) 良シイ

本條ハ「博奕」ヲ「博戲」ト改メ「詐欺」ヲ「詐僞」ト改メ  
其他原案ニ決ス

第八百十二條朗讀ス

第八百十二條 官許ヲ得サル富稱ハ訴權ナキ博奕及ヒ賭事ニ關  
スル規定ニ從フ

商品又ハ公ノ證券ノ投機ノ定期賣買ニ付テモ初ヨリ當事者ガ

民再五ノ九二

約束シタル金額又ハ有價物ノ引渡及ヒ辨濟ヲ實行スルニ意ナ  
ク單ニ相場昂低ノ差額ヲ計算スルノミチ目的トシタル事ヲ被  
告ガ證明スルトキモ亦同シ

(栗塚) 規定ニ從ヒ杯ト讀ハズ「賭事ト同視ス」トヤリタイ

(松岡) 良シイ

本條ハ第一項「ニ關スル規定ニ從フ」ヲ刪リ「賭事ト同視ス」  
ト改メ「約束」ハ「諾約」ト改メ其他原案ニ決ス

第八百十三條朗讀ス

第八百十三條 前二條ノ場合ニ於テ被告ヨリ無効ノ排斥理由ヲ  
申立テサルトキハ判事ハ職權ヲ以テ其無効ノ排斥理由ヲ補足  
スル事ヲ得但契約又ハ請求ニ於テ博奕、富稱又ハ相場差額ノ  
賭事カ債務ノ原因タル事ヲ明言セシトキニ限ル

(栗塚) 「無効ノ排斥理由」ハ「銷除ノ抗辯」トナリマス

本條ハ「無効ノ排斥理由」ヲ「銷除ノ抗辯」ト改メ「博奕」ハ「博戯」ト改メ其他原案ニ決ス

第八百十四條朗讀ス

第二節 終身年金權

第一款 終身年金權ノ設定

第八百十四條 終身年金權ハ動産若クハ不動産ナル元本ノ譲渡ノ報酬トシ又ハ既往若クハ將來ノ勤勞ノ報酬トシテ有價名義ニテ之ヲ設定スル事ヲ得

又終身年金權ハ有價又ハ無價ノ名義ニテ譲渡シタル元本ノ上ニ留存シテ之ヲ設定スル事ヲ得

又生贈又ハ遺贈ヲ以テ無價名義ニテ之ヲ設定スル事ヲ得

前項ノ場合ニ於テ終身年金權設定ノ方式授受ノ能力及ヒ處分シ得ベキ財産ノ部分ニ付テハ無價名義ニ關スル特別規則ニ從

フ

(栗塚) 本條末項ハ刪除ノ建議致シマス之ヲ御採用願ヒマスソレカラ第三項「又生贈又ハ遺贈ヲ以テ」ハ「贈與又ハ遺贈ヲ以テ」ト改メマス

(村田) 「留存」ハ「留保」ダロウ

(南部) 「留保」デ宜シイ

(横村) 末項ハ何ゼデスカ

(栗塚) 送リデアリマスカラ特別規則ニ從フ財産相續ノ事デス

(元尾崎) 二項ハ金デモ宜シイダロウ公債證書ニ限リハセンダロウ

(南部) 二項ハ無價名義モアリマシヨウホ前項ハ無價名義ハナイ

ソコガ違ウ

(元尾崎) 有價モアリマス

(南部) 無償ガコウナツテ居ル

(元尾崎) 前項ニ無償ガアレバ宜シイ

(南部) アレハ良イカアレデハナイ

(元尾崎) 金ヲ千圓遣ル其代リ年々百圓ヅツヨコセト云フノデス

(南部) 公債證書ヲ遣ルカラ其代リ其利息ヲヨコセト云フノデス

(元尾崎) 公債證書ヲナクトモ金デモ良シイダロウ

(南部) 金カラ來ルベキ利息ヲ云フノデス乃チキ金カラ出ル利息  
ヲ此方ヘヨコセト云フノデス

(元尾崎) 一項二項ハ其ウ云フ意味デスカ

(栗塚) 左様デス

(元尾崎) 一項ト二項ハ違ヒノナイヤウニ思フガ

(村田) 留保シテ居ルノデアリマスカラ違ウ

(南部) 品ハ留保シテ抵當權ハ留保シテソレカラ抵當權ヲ取ルト

岡ジニナルノデス

(元尾崎) 遣ラズニ取テ置クノカ

(村田) 左様ソレダカラ留保デス

(元尾崎) ソレデハ年金權デハナイ

(南部) 元トハ遣ルノデス

(榎村) 元トハ遣テ物ハ預テ居ルノデス

(村田) ソレダカラ親族會カ何カダナケレバ或多ニナイ他人ハ出  
ヨウハナイ貴君ノ娘ニ公債證書ヲ譲テ遣ルケレドモ使フト往カン  
カラ貴君カ預テ居ルノデアリマス

(箕作) 「留存」デ良ロシイ

(栗塚) 「留存」デ良ロシイ

(南部) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第三項「又生贈又ハ」ヲ「贈與又ハ」ト改メ末項ハ刪



除シ其他原案ニ決ス

第八百十五條朗讀ス

第八百十五條 終身年金權ハ對價物ノ供與者ニ非サル人ノ利益ノ爲ノ之ヲ設定スル事ヲ得

此場合ニ於テハ要約者ト諾約者トノ間ニ在リテハ有債名義ノ契約ノ規則ニ從ヒ要約者ト得益者トノ間ニ在リテハ生贈ノ規則ニ從フト雖モ生贈ノ方式ニ從フ事ヲ要セス

(元尾崎) 之ハ良シイ

本條ハ原案ニ決ス

第八百十六條朗讀ス

第八百十六條 終身年金權ハ債權者若クハ債務者ノ終身ヲ期シ又ハ第三者ノ終身ヲ期シテ之ヲ設定スル事ヲ得

此末ノ場合ニ於テ契約ガ有債ナルトキハ其成立ニ付キ第三者

ノ承諾ヲ必要トス然レトモ此承諾前ニ辨濟シタル年金ハ之ヲ取戻ス事ヲ得ス

(横村) 良シイ

(元尾崎) 良シイ

(村田) 質問ト云フ印ガシテアルカドウカ

(栗原) 教師ニ關テ出セト云ツタノデ關テ出シタノデアリマス

(横村) 此所ハ「設定」カ

(栗原) 左様デス

(清岡) 矢張「設定」ガ良シイト思フネ

(横村) 要約諾約ハ合セテ設定ニナツタノデアロウ

(南部) 原書ニ依テダロウ、要約諾約ハ原書ニ依ラント云フ論ガ

出ルト六ヶ敷イ

本條ハ「設定」ハ「要約」ト改メ「生贈」ハ「贈與」ト改メ

其他原案ニ決ス

第八百十七條朗讀ス

第八百十七條 終身年金權ハ同時又ハ順次ニ數人ノ債權者ノ終身ヲ期シテ之ヲ設定スル事ヲ得

此場合ニ於テハ用益權ニ關スル第三百三條ノ規定ヲ適用ス

(村田) 良シイ

本條ハ原案ニ決ス

第八百十八條朗讀ス

第八百十八條 有價名義ノ終身年金權ノ契約ハ其設定ノ爲メ終身ヲ期セラレタル人ガ契約ノ當時ニ於テ既ニ死亡シタルトキハ當事者雙方其死亡ヲ知ラスト雖モ無効ナリ

右ノ人ガ契約ノ當時ニ於テ既ニ罹レル疾病ノ爲メ六十日內ニ死亡シタルトキハ其契約ハ當然之ヲ解除ス

民五ノ九六

(村田) 之ハ「合意ノ當時」ダロウ

(栗原) 左様デス

(笑作) 直スカ

(北島) 「契約」ト云フ方ガ分リ易イ

(松岡) 「契約」「合意」ヲ無暗ニヤルノハ困ル

(元尾崎) 良シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第八百十九條朗讀ス

第八百十九條 無價名義ノ終身年金權ハ設定者ニ於テ之ヲ不可讓且不可押ノモノト定ムル事ヲ得

右約款ハ設定證書ニ記入シタルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スル事ヲ得ス

資料トシテ無價ニテ設定シタル終身年金權ハ當然不可讓且不可

可押ノモノナリ

本條ノ規定ハ生贈ノ財産ニ付キ生贈者ノ利益ノ爲ノ留存シタル終身年金權及ヒ支拂時期ノ至リタル年金ニ之ヲ適用セス  
(果報) 末項「本條ノ規定ハ贈與者利益ノ爲ノ贈與財産ノ上ニ留存シタル終身年金權及ヒ支拂時期ノ至リタル年金ニ適用セス」トシテ「不可讓」ハ「讓渡ス事ヲ得ス」トシ「不可押」ハ「差押フル事ヲ得サル」ト改マリマス

(横村) 良シイ

(南部) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「不可讓」ヲ「讓渡ス事ヲ得ス」トシ「不可押」ヲ「差押フル事ヲ得サル」ト改メ末項「本條ノ規定ハ贈與者ノ利益ノ爲ノ贈與財産ノ上ニ留存シタル終身年金權及ヒ支拂時期ノ至リタル年金ニ之ヲ適用セス」ト改メ其他原案ニ決ス

第八百二十條朗讀ス

第八百二十條 終身年金權ノ不可讓及ヒ不可押ノ其一事ノミヲ要約シタルトキト雖モ二事共ニ存立ス

(元尾崎) 宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第八百二十一條朗讀ス

第二款 終身年金權ノ契約ノ効力

第八百二十一條 債務者ハ年金權ノ設定ノ爲メ終身ヲ期セラレタル人ノ生存中ハ其年金權ノ年金ヲ支拂フ事ヲ要シ且贖回ヲ爲ス事ヲ得ス但其贖回ニ付キ特別ノ契約アルトキハ此限ニ在ラス

(横村) 良シイ

本條ハ原案ニ決ス

第八百二十二條朗讀ス

第八百二十二條 年金ハ毎月又ハ此ヨリ長キ時期ニ於テ其支拂  
 チ爲ス可キトキト雖モ債權者日額ヲ以テ之ヲ取消ス  
 然レトモ年金ヲ前拂ス可キトキハ債務者ハ既ニ支拂時期ノ始  
 マリタル全一期分ヲ負擔ス  
 本條ハ原案ニ決ス

第八百二十三條朗讀ス

第八百二十三條 債權者ハ解除ノ權利ヲ留保セサルトキハ年金  
 支拂ノ欠缺ノ爲メ契約ノ解除ヲ請求スル事ヲ得ス只其債務者  
 ノ財産中ニ於テ年金ヲ受クルニ足ル可キ部分ヲ差押ヘ之ヲ賣  
 却セシメ其賣却代金ヨリ生スル利息ヲ以テ年金ノ支拂ニ充ツ  
 ル事ヲ得但他ノ債權者ノ競取ヲ拒ム事ヲ得ス  
 終身年金權ヲ無償名義ニテ設定シ又ハ生贈若クハ遺贈ノ元本

ノ上ニ留存シタルトキモ亦右ト同一ニ處理ス

(栗坂) 「競取」ハ先取特權ノトキニ「コンタール」ト云フ字ヲ  
 「競合」トヤツタノデ、競ヒ合スルトヤツタカ抵當ノ所ハ「競合」  
 デ通テ居リマス

(南部) 「参同」トシテハ何ウカ

(元尾崎) 「競取」ガ良イデハナイカ

(北島) 「参同」ガ宜シイ

(横村) 「参同」ガ宜シイ

(清岡) 「競取」ノ方ガ使ヒ宜シイ

(渡) 「参同」ガ宜シイ

(南部) 「参同」ガ宜シイ

(村田) 「参同」ヲ拒ムト云フハオカシイ

(横村) 「参同」ガ宜シイ